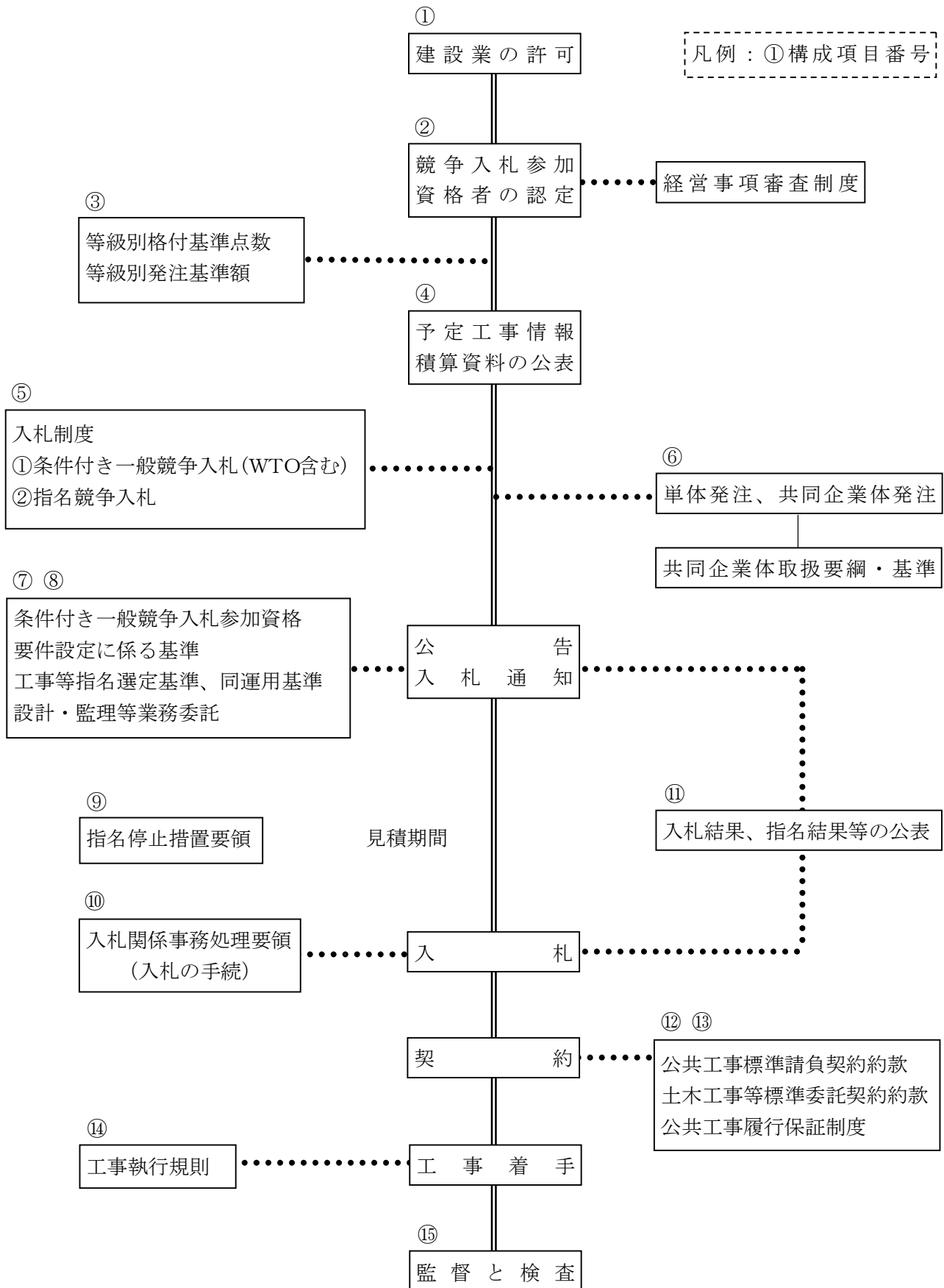




公共工事入札・契約制度のあらまし

公共工事入札・契約制度のあらましの構成



目 次

Q & A

1 建設業の許可について

- Q 建設業を営むには、どのような許可が必要なのか 1

2 神奈川県建設工事等競争入札参加資格認定及び経営事項審査の申請について

- Q 神奈川県の建設工事等競争入札に参加するには 2
- Q 入札参加資格認定の有効期間は 2
- Q 入札参加資格認定の申請は 2
- Q 入札参加資格認定申請の方法は 3
- Q 経営事項審査の内容及び手続きは 3
- Q 認定における主観的事項と総合点数は 4

3 等級別格付基準点数及び等級別発注基準額について

- Q 等級格付はどのようにして決定されるのか 5
- Q 等級別の発注金額はどのようにになっているのか 6

4 発注予定工事情報、積算資料の公表について

- Q 発注予定工事情報の公表の目的と内容は 7
- Q 積算資料の公表の目的と内容は 8

5 入札制度について

- Q 神奈川県が行っている入札方式はどのようなものがあるのか 9
- Q 条件付き一般競争入札（WTO「政府調達協定」対象）及び
条件付き一般競争入札（WTO対象外）の公表方法は 9
- Q 条件付き一般競争入札（WTO「政府調達協定」対象）と
条件付き一般競争入札（WTO対象外）との相違点又は特徴は 10
- Q WTO「政府調達協定」の内容は 11

6 共同企業体取扱要綱及び基準について

- Q 神奈川県の共同企業体の取扱いは 13
- Q どのような共同企業体があるのか 13
- Q それぞれの共同企業体のメリットは何か 14
- Q 対象工事の規模及び出資比率は、どのように定めているのか 14
- Q 特定JVを自主結成するにあたり、相手方の選定のため認定
業種や等級格付等を知るにはどのようにしたらよいか 14

- Q 特定JVを結成し、入札参加確認申請書を提出した後に、
構成員の一部が破産した場合及び指名停止措置を受けた場合
は、どのようにしたらよいか 1 4

7 神奈川県発注工事に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る
基準について

- Q 県が発注する条件付き一般競争入札における入札参加者の
資格要件はどのようなものか 1 5
- Q 等級格付に基づく各等級の受注工事規模はどのようなものか 1 6
- Q 条件付き一般競争入札の入札参加可能者数はどの程度に設定
するのか 1 7
- Q 優良工事施工業者及び社会貢献企業を対象とする工事とは
どのようなものか 1 8
- Q 神奈川県の行った入札に苦情の申立てを行いたいときは 1 9

8 建築設計、監理業務委託契約について

- Q 委託契約はどのような方法で行うのか 2 0
- Q プロポーザル方式について 2 0

9 神奈川県指名停止等の措置について

- Q どのような行為をした場合指名停止になるのか、また、その
期間は 2 0

10 神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領について

- Q 入札に係る事務手続きはどのようにになっているのか 2 1

11 公共工事に係る入札結果等の公表について

- Q 入札結果等はどのように公表しているのか 2 4
- Q 随意契約も公表の対象としているのか 2 4
- Q 積算内訳書の公表について 2 4

12 神奈川県の標準契約約款について

- Q 神奈川県公共工事標準請負契約約款の主な特徴は 2 6
- Q 土木設計業務等標準委託契約約款等の主な特徴は 2 6

13 神奈川県の履行保証制度について

- Q 工事請負契約には、履行保証制度が採用されているが、測量
・調査などの委託業務契約にも履行保証制度が適用されるのか 2 7

Q 履行保証制度とは	2 7
Q 金銭的保証と役務的保証の違いは	2 7
Q 金銭的保証措置及び役務的保証措置としてどのようなものがあるのか	2 8
Q 同じ履行ボンドで付保割合の高い、低いとの違いで「金銭的保証」あるいは「役務的保証」と区分されるのはなぜか、また、付保割合とはなにか	2 9
Q 履行ボンドに瑕疵担保保証特約を付帯させるのか	2 9
Q 金銭保証人とは	2 9
Q 具体的に金銭保証人となる金融機関は、どのようなところか	2 9
Q 履行保証制度は経費の増大を伴うが、県は土木工事標準積算基準書等に反映しているのか	3 0
Q 現金の納付及び保証証書（保険証書）の寄託の時期は	3 0
Q 工事請負額の変更や工事期間の変更があった場合どのように取扱うのか	3 0

14 神奈川県工事執行規則等について

Q 県の監督員の監督権は	3 3
Q 現場代理人及び主任技術者届等について	3 3
Q C O R I N S 及び T E C R I S への登録について	3 4
Q 工程表について	3 4
Q 請負工事の全部を下請させることができるか	3 4
Q 工事用材料検査について	3 4
Q 天災等止むを得ない事情により、契約期間内に工事が完成できないときはどのような手続きが必要か	3 4
Q 工事完成届の提出時期について	3 4
Q どのような場合に契約は解除されるのか	3 5

15 工事検査について

Q 県の検査基準は、何で定めているのか	3 6
Q 検査の種類は	3 6
Q 県の検査基準（合格の判定方法）は、どのようになっているのか	3 6

Q 工事等の手直しは	3 7
Q 工事成績の評定はどのように行っているのか	3 7
Q 評定結果はどのように反映されるのか	3 7
Q 評定結果の公表について	3 7

根 拠 規 定 等

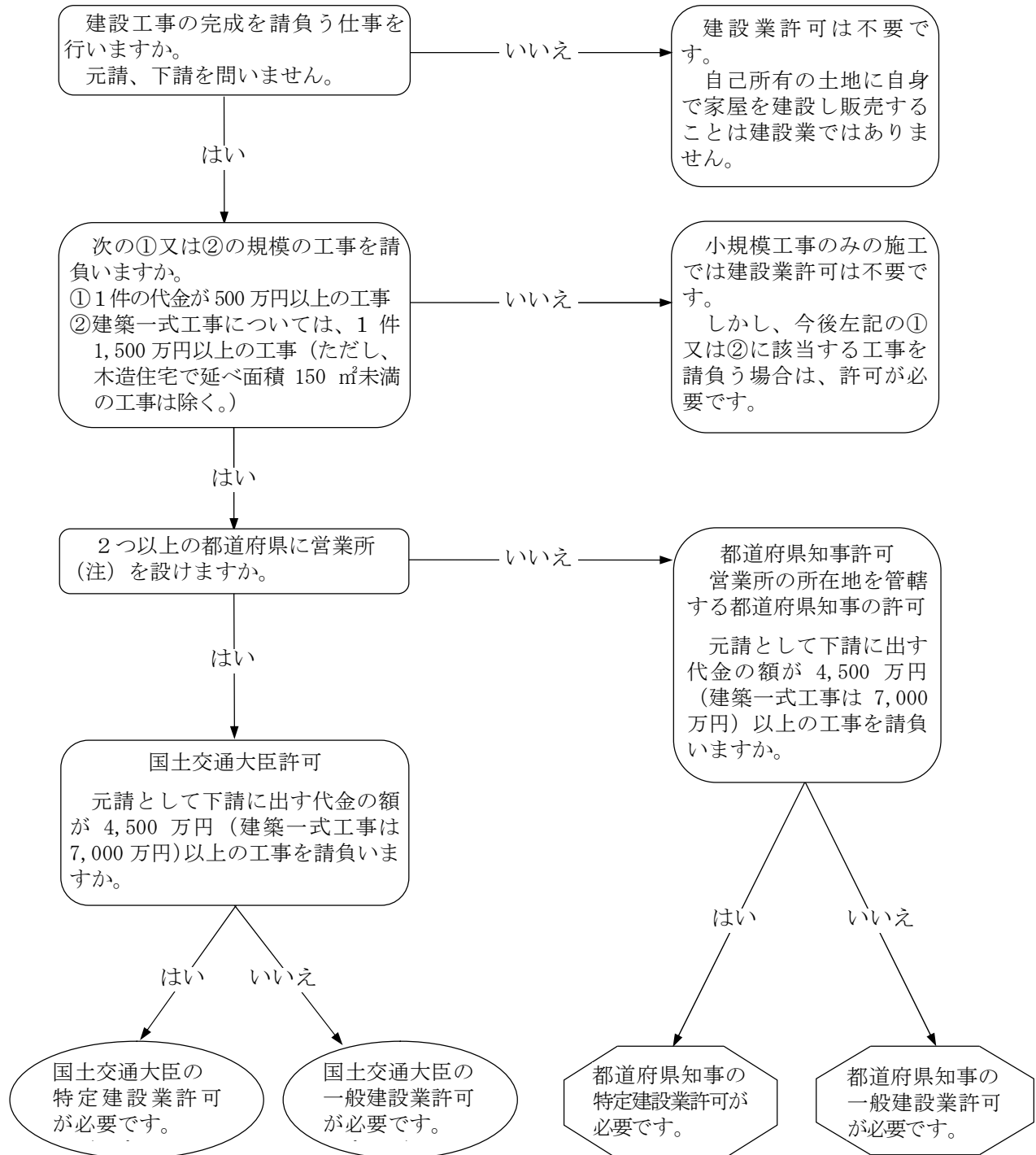
<u>神奈川県公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領</u>	3 9
<u>神奈川県発注工事に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準</u>	5 9
<u>神奈川県発注工事系委託業務に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準</u>	6 2
<u>神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱</u>	6 5
<u>神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準</u>	6 7
<u>神奈川県工事等指名業者選定基準</u>	7 1
<u>神奈川県工事等指名業者選定基準の運用基準</u>	7 4
<u>神奈川県指名停止等措置要領</u>	7 6
<u>政府調達対象工事低入札価格調査取扱要領</u>	8 3

Q & A

1 建設業の許可について

Q：建設業を営むには、どのような許可が必要なのか

A あなたは、次のどの許可に該当しますか



(注) 本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

(建設業法第3条及び同施行令第1条)

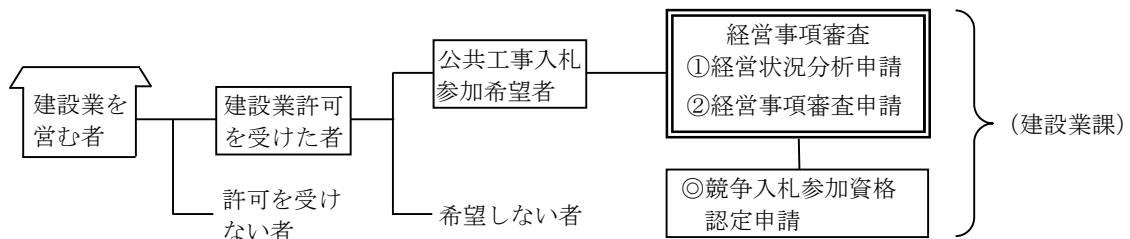
2 神奈川県建設工事等競争入札参加資格認定及び経営事項審査の申請について

Q：神奈川県の建設工事等競争入札に参加するには

A 入札の参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されることが必要です。

また、工事請負の参加資格の認定を受けるためには、建設業の許可を受け、経営事項審査を受けていることが必要です。

手続の流れは、次のとおりです。



Q：入札参加資格認定の有効期間は

A 定期の競争入札参加資格認定の有効期間は、工事請負、建設コンサルタント、工事中材料の買入れ及び清掃の請負とも、認定の日の属する年の4月1日からその翌々年の3月31日までの2年間です。

また、随時の認定の有効期間は、定期の認定の有効期間の残存期間となります。

なお、令和5・6年度競争入札参加資格定期認定の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

Q：入札参加資格認定の申請は

A 定期の認定の申請時期は、その都度公示することとなっております。

次回の令和7・8年度競争入札参加資格認定の申請は、令和6年秋頃から行う予定です。

なお、令和5・6年度競争入札参加資格認定に係る随時の認定は、令和5年4月3日から令和7年2月3日まで随時、受付を行っています。

Q：入札参加資格認定申請の方法は

A 入札参加資格認定申請は、「かながわ電子入札共同システム」によりインターネットを介して電子申請により行います。

なお、消費税の納税証明書等別途定める提出資料については、指定する期日までに郵送する必要があります。

詳細については、次のアドレスのホームページ内にある「申請の手引き」をご覧ください。

https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual_sinsei_tebiki.html

Q：経営事項審査の内容及び手続きは

A 経営事項審査とは、建設業者の施工能力、財務の健全性、技術力等を客観的に判断するために、その企業の完成工事高、財務状況、技術者数、労働福祉の状況などの項目を数値化して総合的に評価するものです。

経営事項審査は、建設業の許可業者を対象に行いますので、審査を希望する業種について建設業の許可を得ていることが必要です。

また、経営事項審査を受けるには、神奈川県審査に先立って、(一財)建設業情報管理センター等の登録経営状況分析機関へ経営状況分析を申請することが必要です。

経営事項審査を希望する者は、別途定める受付日に、審査会場に書類持参のうえ申請を行います。

※ ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月20日(月)から、当面の間、経営事項審査の受付を、原則郵送受付もしくは電子申請受付としています。

詳細については、次のアドレスのホームページ内にある「経営事項審査の手引き」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870387.html>

Q：認定における主観的事項と総合点数は

A 建設業者の企業評価に関し、企業の持つ技術力や災害時などにおける県への貢献について、経営事項審査とは別に、県独自の6つの主観的項目を評価するもので、数値化したものを主観点数といいます。

主観点数は、経営事項審査の数値に加算され、総合点数として、企業の評価が行われます。

令和5・6年度競争入札参加資格者名簿における主観点項目は次のとおりです。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 工事成績評価 | (4) 建設機械の保有状況 |
| (2) 優良工事等表彰歴 | (5) 優秀な技能者 |
| (3) 県への貢献度 | (6) 社会的責任 |

詳細については、次のアドレスのホームページ内にある「申請の手引き」をご覧ください。

https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual_sinsei_tebiki.html

3 等級別格付基準点数及び等級別発注基準額について

Q：等級格付はどのようにして決定されるのか

A 経営事項審査において、経営規模、経営状況、技術力その他の審査項目を総合的に審査し、許可業種毎の総合評定値（客観点数）を算出します。

この総合評定値に県独自の企業の技術力評価を中心とした点数（主観点数）を加えた総合点数を基にして、次表に掲げる等級別格付基準点数を定めています。

等級別格付基準点数

（令和5年4月1日現在）

工事の種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設工事
A	920 点以上	930 点以上	850 点以上	810 点以上	920 点以上	780 点以上	880 点以上
B	920 点未満	930 点未満	850 点未満	810 点未満	920 点未満	780 点未満	880 点未満
	740 点以上	810 点以上	700 点以上	690 点以上	700 点以上	610 点以上	750 点以上
C	740 点未満	810 点未満	700 点未満	690 点未満	700 点未満	610 点未満	750 点未満
	610 点以上	640 点以上	540 点以上	530 点以上	620 点以上		590 点以上
D	610 点未満	640 点未満	540 点未満	530 点未満	620 点未満	/	590 点未満

Q：等級別の発注金額はどのようになっているのか

A 等級別発注基準額については、原則として別表1のとおりとなっています。
 なお、別表2は、知事が特別に認めた場合に適用されるものです。

別表1

等級別発注基準額（税抜き）

（令和5年4月1日現在）

工事の種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事 及び 管工事	舗装工事	造園工事	水道施設工事
A	6,000万円以上	2億8,000万円以上	5,500万円以上	4,000万円以上	2,000万円以上	6,000万円以上
B	2,500万円以上 1億8,000万円未満	1億4,000万円以上 3億9,000万円未満	1,400万円以上 8,000万円未満	1,500万円以上 1億1,000万円未満	5,000万円未満	3,000万円以上 1億8,000万円未満
C	500万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上 2億1,000万円未満	3,100万円未満	500万円以上 4,000万円未満	2,000万円未満	300万円以上 6,000万円未満
D	2,500万円未満	8,000万円未満	800万円未満	1,500万円未満		3,000万円未満

別表2

等級別発注基準額（税抜き）

（令和5年4月1日現在）

工事の種類 等級	建築工事	電気工事及び管工事	水道施設工事
B	1億4,000万円以上 5億1,000万円未満	1,400万円以上 1億円未満	3,000万円以上 2億4,000万円未満
C	3,000万円以上 2億7,000万円未満	4,000万円未満	300万円以上 8,000万円未満
D	1億円未満	1,000万円未満	4,000万円未満

4 発注予定工事情報、積算資料の公表について

Q：発注予定工事情報の公表の目的と内容は

A 公表の目的は、あらかじめ「工事発注予定表」という形で公表することにより、入札・契約手続きのより一層の透明性・競争性及び対等性を確保するためです。

1 対象工事は、条件付き一般競争入札及び随意契約で行う工事です。

2 公表する事項は、工事名、工事場所、工期、工種、工事概要、発注方法、入札又は契約予定時期及び発注機関です。

3 公表の時期は、4月と10月の年2回です。

当初予算関係は、毎年4月第4木曜日に公表する予定です。また、10月第3水曜日には、当初の工事発注予定表から発注済みの工事を除いて発注予定時期等の変更を補正し、新たに発注する予定となった工事を加えて公表する予定です。

なお、補正予算に伴う発注予定表を公表する必要がある場合は追加で発注予定情報を公表する予定です。

4 公表は、「かながわ電子入札共同システム」の入札情報サービスシステム発注の見通しで行っています。

「かながわ電子入札共同システム」のホームページ

https://nyusatsu-joho.e-kanagawa.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=0001

Q：積算資料の公表の目的と内容は

A 公表の目的は工事価格積算の透明性、妥当性を確保し、業者の方の的確な見積もりに役立てるためです。

公表している資料は、土木・建築・電気・機械・水道の各工事における標準積算基準・労務単価・資材等単価や工事系委託業務における標準積算基準・技術者単価です。

公表は、公表場所での閲覧によるものとホームページによるものがありますので、詳細は次のアドレスのホームページアドレスで確認して下さい。

(土木・建築・電気・機械)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12742.html>

(水道)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gijutsukanri/g001.html>

5 入札制度について

Q : 神奈川県が行っている入札方式はどのようなものがあるのか

A 入札方式は大きく分類すると、次の5種類に区分されます。

条件付き一般競争入札（WTO） 令和4・5年度 22億8千万円以上の工事
（WTO「政府調達協定」）

条件付き一般競争入札 250万円超の工事
（WTO対象工事を除く。）

条件付き一般競争入札（WTO） 令和4・5年度 2億2千万円以上
（WTO「政府調達協定」） の工事系委託

条件付き一般競争入札 250万円超の工事系委託
（WTO対象工事系委託を除く。）

指名競争入札 100万円超250万円以下の工事系委託

※「いのち貢献度指名競争入札」については次のアドレスのホームページを
ご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p882311.html>

Q : 条件付き一般競争入札（WTO「政府調達協定」対象）及び条件付き一般競争入札（WTO対象外）の公表方法は

A 広く入札参加希望者を募るため、次の方法で公表しています。

1 条件付き一般競争入札（WTO対象）は県公報に登載

2 県のホームページ（かながわ電子入札共同システム）

https://nyusatsu-joho.e-kanagawa.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=0001

Q：条件付き一般競争入札（W T O「政府調達協定」対象）と条件付き一般競争入札（W T O対象外）との相違点又は特徴は

A 条件付き一般競争入札（W T O対象）の特徴は、次のとおりです。

- 1 公告で定める期日までにかながわ電子入札共同システムの資格申請システムにより、入札参加資格者の認定を受けている必要があります。
- 2 最低制限価格制度に代えて、低入札価格調査制度によります。
- 3 競争入札参加者の事業所所在地に関する制限はありません。
- 4 対面式による入札方式とします。
- 5 審査は事前審査とします。

条件付き一般競争入札（W T O対象外）の特徴は、次のとおりです。

- 1 かながわ電子入札共同システムの資格申請システムにより、入札参加資格者の認定を受けている必要があります。
- 2 予定価格が250万円を超える工事案件については、最低制限価格率を工事毎に設定します。また条件付き一般競争入札を実施する工事系委託についても最低制限価格を設定します。

「最低制限価格率の具体式」のホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>

- 3 県内建設業者の育成を図るため、地域要件を設定します。
- 4 電子入札システムにより実施します。
- 5 開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札を行った者に対し、事後の審査を行い、落札者を決定します。

（ただし、総合評価方式は除きます。）

なお、詳細については、「県の入札方式と特徴」12頁及び「根拠規定等」38頁以下を参照してください。

Q : W T O 「政府調達協定」の内容は

A 世界貿易機関（World Trade Organization）の略称であるW T Oにおいて決定した政府調達協定の概要は、次のとおりです。

新たな「政府調達に関する協定」の概要

新たな「政府調達に関する協定」は、政府調達の分野における貿易の拡大を通じて、世界経済を発展させることを目的として、中央政府機関、地方政府機関等が行う政府調達協定に係る法令等について、他の締約国の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用すること、透明なものにすること、入札の手続き、紛争解決の手続き等について定めており、先進国を始めとする23か国の署名により、1994年4月に作成、1996年（平成8年）1月1日に発効されました。

また、2012年3月30日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が採択され、2014年4月16日に我が国について発効されました。

○ 適用の範囲

中央政府機関、地方政府機関（都道府県、政令指定都市）

その他の機関（特殊法人）

○ 適用品目及び適用基準（都道府県及び政令指定都市の場合）

下記の品目について、次の基準額以上のものは適用を受ける。

（金額は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで適用）

- | | |
|--------------------|---------|
| ① 建設サービス（建設工事） | 22億8千万円 |
| ② 測量・建設設計等 | 2億2千万円 |
| ③ 産品（物品・借入れ） | 3千万円 |
| ④ その他のサービス（清掃・保守等） | 3千万円 |

県の入札方式と特徴

方式	条件付き一般競争入札 (WTO対象)	条件付き一般競争入札 (WTO対象外)
金額	22億8千万円以上	250万円超22億8千万円未満
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○入札参加資格要件等を神奈川県公報及び県ホームページ(かながわ電子入札共同システム)にて公告 ○共同企業体発注の場合は、自主結成とする ○現場説明会は実施しない ○設計図書の閲覧、無償頒布又は有料頒布 ○参加業者名は、落札者決定後まで公表しない ○入札は対面式で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札参加資格要件等を県ホームページ(かながわ電子入札共同システム)にて公告 ○共同企業体発注の場合は、自主結成とする ○現場説明会は原則として実施しない ○設計図書の閲覧、無償頒布又は有料頒布 ○参加業者名は、落札者決定後まで公表しない ○入札は電子入札システムで実施

6 共同企業体取扱要綱及び基準について

Q：神奈川県の共同企業体の取扱いは

A 神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（65頁）及び神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準（67頁）に定めています。

Q：どのような共同企業体があるのか

A 共同企業体には、特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体の2つの企業体があります。

それぞれの特徴について説明します。

1 特定建設工事共同企業体（特定JV）

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工にあたって、技術力を結集して安定的な工事の施工を確保する場合に共同企業体発注を行っていますが、工事毎に結成されるものが、特定建設工事共同企業体です。

この企業体は、工事毎に自主結成し、組合わせ、構成員の技術的要件、出資比率等の資格審査が必要となります。

当県の場合は、土木工事で5億円以上、また、建築工事では7億円以上の工事の場合、原則として共同企業体発注を行います。

なお、入札参加のために結成された特定建設工事共同企業体のうち、落札した共同企業体以外の者は、当該工事の請負契約締結日をもって解散します。

2 経常建設共同企業体（経常JV）

優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化し、構成員単独では受注し得ない上位等級工事に参入する目的で結成されるのが、経常建設共同企業体です。

なお、登録期間等は、単体企業と同様に取扱われます。

Q：それぞれの共同企業体のメリットは何か

A 特定建設工事共同企業体は、トンネル工事、ダム工事など大規模な工事に対して、JVを結成することにより技術力を結集でき、危険負担の分散や、JVに参加した地元企業に技術移転が行われること等が、メリットです。

経常建設共同企業体は、B又はC等級の2又は3者が結集し、A等級の格付を受けたときにA等級の工事を受注し、技術力の向上を図れることがメリットです。

Q：対象工事の規模及び出資比率は、どのように定めているのか

A 特定建設工事共同企業体を結成する対象工事及び出資比率は、原則として、神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準（67頁）別表のとおりです。

Q：特定JVを自主結成するにあたり、相手方の選定のため認定業種や等級格付等を知るにはどのようにしたらよいか

A 次のアドレスのホームページ内にある「業者情報」をご覧ください。

https://nyusatsu-joho.e-kanagawa.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=0001

Q：特定JVを結成し、入札参加資格確認申請書を提出した後に、構成員の一部が破産した場合及び指名停止措置を受けた場合は、どのようにしたらよいか。

A 特定JVを結成し、資格審査に必要な書類を発注部局に提出した日以降入札日までの間に、構成員の一部（代表構成員を除く。）が破産した場合又は指名停止措置を受けた者がいるときは、当該構成員以外の構成員は、入札公告に定める期限までに、構成員を補充した上で、新たに特定JVを結成し、資格審査を受けることができます。

なお、資格審査を受けることができる期限は、入札事務に支障のない範囲とします。

また、構成員の補充を認めたことにより入札公告に定める入札及び開札の日時は変更いたしません。

7 神奈川県発注工事に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準について

Q: 県が発注する条件付き一般競争入札における入札参加者の資格要件はどのようなものか

A 神奈川県の公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領（39頁）及び神奈川県発注工事の条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準（59頁）、神奈川県発注工事系委託業務に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準（62頁）を定め、厳正かつ公正な執行を行っています。

工事

入札参加者の資格は、案件ごとに次の項目を勘案し決定します。

- 1 入札参加資格の認定
- 2 地方自治法施行令第167条の4第1項等の規定に該当しない者
- 3 発注工種
- 4 指名停止の状況
- 5 営業所実態調査による改善状況
- 6 経営及び信用の状況
- 7 技術者を現場に配置できる者
- 8 工事費内訳書等を提出できる者
- 9 建設業の許可
- 10 総合点数又は等級格付
- 11 本店又は営業所の所在地
- 12 配置予定技術者の資格及び施工経験
- 13 同種工事の実績
- 14 同工種工事の完成工事高
- 15 接近工事の状況
- 16 優良工事施工業者及び社会貢献企業
- 17 退職金一時金制度等を導入している者
- 18 その他、公正な競争を維持するために必要な事項

工事系委託業務

入札参加者の資格は、案件ごとに次の項目を勘案し決定します。

- 1 入札参加資格の認定
- 2 地方自治法施行令第167条の4第1項等の規定に該当しない者
- 3 指名停止の状況
- 4 経営及び信用の状況
- 5 営業種目
- 6 営業種目の細目
- 7 営業種目の売上高
- 8 営業種目の有資格技術者数
- 9 同種業務の履行実績
- 10 配置予定管理技術者の同種業務履行実績
- 11 その他適正な履行を確保するうえで必要な事項

Q：等級格付に基づく各等級の受注工事規模はどのようなものか

A 回答が重複いたしますので、6頁の別表1及び別表2を参照してください。

Q：条件付き一般競争入札の入札参加可能者数はどの程度に設定するのか

A 神奈川県発注工事の条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準（59頁）第4条及び神奈川県発注工事系委託業務に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準（62頁）第4条で定めており、次のとおりです。

工事設計金額	入札参加可能者数
5 千 万 円 未 満	原則 30 程度
5 千 万 円 以 上 2 億 円 未 満	原則 40 程度
2 億 円 以 上	原則 50 程度

工事系委託設計金額	入札参加可能者数
2 5 0 万 円 超 1 千 万 円 未 満	原則 15 程度
1 千 万 円 以 上 5 千 万 円 未 満	原則 20 程度
5 千 万 円 以 上	原則 30 程度

Q：優良工事施工業者及び社会貢献企業を対象とする工事とはどのようなものか

A 県では、一部の工事において、優良工事の増加と良質な施設の確保を目的として優良工事施工業者を対象とした工事を、また、社会貢献の取組みの一層の拡大を目的として社会貢献企業を対象とした工事を、それぞれ条件付き一般競争入札により発注しています。経営力と技術力に優れた業者や社会に貢献した業者を評価し、もって県内建設業者の健全育成を図るものです。

それぞれの概要は次のとおりです。

1 優良工事施工業者

- (1) 県内に本店を有する入札参加資格者で、「神奈川県請負工事成績評定要領」による評定結果が80点以上の工事（以下「優良工事」という。）を発注年度より前の5年間の工事において1回以上実施したことがあるものをいいます。
- (2) (1)による工事と同一期間内及び同一工種において、評定結果が、65点未満の工事を実施したものは除きます。

2 社会貢献企業

県内に本店を有する入札参加資格者で、神奈川県が発注機関の長と「地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定」、「災害時における応急給水及び応急・復旧工事等の協力に関する協定」等（以下「協定等」）を締結している関係団体に加入しているもの及び協定等を締結しているものをいいます。

Q：神奈川県に行った入札に苦情の申立てを行いたいときは

A 本県では、予定価格が1,000万円を超える工事については、苦情を申し立てることができる制度を設けています。苦情の申立ては、工事を発注している県機関に直接行います。

1 苦情の申立てができる方

- (1) 条件付き一般競争入札にあつては、入札参加資格確認の申請をした方で、入札参加資格がないとの通知を受けた方
- (2) 指名競争入札にあつては、当該入札と同一の工事種別で入札参加資格の認定を受けている方で、指名されなかった方
- (3) 随意契約にあつては、当該入札と同一の工事種別に対応する建設業の許可を有する方で、契約の相手方として選定されなかった方

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、次の期間内に書面により行います。

- (1) 条件付き一般競争入札にあつては、入札参加資格がないとの通知を行った日の翌日から起算して5日以内
- (2) 指名競争入札にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
- (3) 随意契約にあつては、契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日以内

(それぞれ休日を含みません)

なお、苦情の申立ての回答に対して不服のある方は、知事に対して再苦情の申立てをすることができます。

8 建築設計・監理業務委託契約について

Q：委託契約はどのような方法で行うのか

A 一般的には、基本設計から始める設計業務はプロポーザル方式により特定された者に随意契約により委託します。

また、既設建物に密接な関係を有する設計や特殊な技術手法等で、その設計者でなければできないような設計の場合は、一者による随意契約により委託する場合があります。

その他の場合は、競争入札により委託します。

Q：プロポーザル方式について

A 公共建築物を設計するときには、まず、参加表明した設計事務所の審査を行い、5者程度の設計事務所を選定します。その後、具体的な課題に対して技術提案書を提出していただきます。この技術提案書を特定委員会が審査し、最も適切な創造力、技術力などを持ち合わせた設計者を特定します。

なお、250万円を超える設計業務をプロポーザル方式で行う場合は、原則として参加者を公募します。

9 神奈川県指名停止等の措置について

Q：どのような行為をした場合指名停止になるのか、また、その期間は

A 指名停止となるのは、県の登録業者が工事事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合等です。

指名停止期間等詳細は、神奈川県指名停止等措置要領（76頁）の別表第1、別表第2、及び別表第3のとおりです。（ただし、別表第3によるときは神奈川県警察本部長からの通知等があった場合とします。）

なお、指名停止は県の発注する工事について、当該業者に対し一定期間、入札参加資格を停止する措置であり、指名停止の期間中も現在施工中の工事は続行でき、市町村等の入札参加など営業活動は可能です。

10 神奈川県のご公共工事に係る入札関係事務処理要領について

Q：入札に係る事務手続きはどのようになっているのか

A 入札に係る事務手続きは、次のようになっています。

区分	項目	条件付き一般競争入札 (WTO含む)	指名競争入札 (250万円以下の測量・設計委託等 及び「いのち貢献度指名競争入札」に よる工事・工事系委託)
個別 事項	1 公告・公表等	県公報(WTO対象)で公告する他、 県のホームページで公表します。	
	2 入札通知等	入札参加資格の確認を通知します。	入札日等を通知します。
	3 入札の説明	現場説明会は行いません。 入札に関する説明書により行いま す。 設計図書等の閲覧または頒布を行 います。	現場説明会は行いません。 入札に関する説明書により行いま す。 設計図書は指名通知書に添付しま す。
	4 疑義等	電子入札システムを用いて入札を 行う場合は、対面式の入札の説明(現 場説明)は行わず、入札に関する説明 書を電子入札システムに登載し、県の 業務用メールを利用して質問できま す。なお、回答は同システムで行いま す。	電子入札システムを用いて入札を 行う場合は、対面式の入札の説明(現 場説明)は行わず、入札に関する説明 書を電子入札システムに登載し、県の 業務用メールを利用して質問できま す。なお、回答は同システムで行いま す。
共通	5 見積期間	建設業法施行令第6条に基づき、次のとおりです。 1 500万円未満 1日以上 2 500万円以上5,000万円未満 10日(5日)以上 3 5,000万円以上 15日(10日)以上 ただし、2項及び3項については、()内のとおり5日間までは短縮でき ます。	
事項	6 公正な入札の 確保	1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触す る行為を行ってはなりません。 2 次の場合、入札に参加できず、または入札執行を延期し、若しくは取りや めます。 (1) 1項に記載する行為を行っているとして認められ、公正な入札を確保でき ないと認められるとき、またはその恐れがあるとき。 (2) 談合等の不正行為の情報が入札執行前に寄せられたとき。	

共通事項	7 入札参加者の資格確認	<p>1 一般競争入札においては、入札参加者が参加資格を有する業者であるかどうか競争参加資格確認書等で確認します。</p> <p>2 指名競争入札においては、入札参加者が指名業者であるかどうか、指名業者選定書等で確認します。</p> <p>3 いずれの場合もその代表者(又は受任者)本人であるかどうか確認します。</p> <p>4 対面式の入札を実施する場合において、入札参加者が代理人の場合は、委任状の提出を求めるとともに、その本人であるかどうかを確認する。なお、同一の代理人が、当該入札について2者以上の代理人を兼ねることは、競争の実益を害するのでこれを認めません。</p> <p>5 本人であるかどうかの確認方法は、身分証明書、運転免許証等で行います。なお、電子入札システムを利用した場合は、電子署名の有無を確認します。また、ICカード(電子証明書)の記載内容に変更があった場合は直ちに失効申請及び新カードの発行申請が必要です。旧カードのままでの使用は不正とみなされます。</p>
	8 入札辞退	<p>1 電子入札システムの場合は、入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出してください。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回はできません。</p> <p>2 対面式の入札を実施する場合は、入札時刻に遅れた者、又は入札に参加しない者、並びに電子入札システムを利用した場合の入札受付締切日時までに入札書の提出がない者は入札を辞退したものとみなします。</p> <p>3 第1回目の入札を辞退した者は、当該再度入札に参加できません。</p> <p>4 入札辞退に関して、これを理由に以後の指名等について不利益な扱いはしません。ただし、「いのち貢献度指名競争入札」において辞退届けを提出せずに入札を辞退した場合はこの限りではありません。</p>
	9 入札書の提出	<p>1 入札は、電子入札システムを利用して入札を実施する場合は、同システムを利用して入札します。また、対面式の入札を実施する場合は、入札者が直接入札場所において入札します。</p> <p>2 郵便及び電話による入札は認めません。ただし、WTO対象の条件付一般競争入札の場合は郵送を認めます。電子入札システムを利用して入札を実施する場合で、同システムが障害により利用できないなどの入札参加者の責によらない場合は認めます。発注者が特に認めた場合は、郵送による入札も認めます。</p> <p>3 対面式の入札の場合の入札書の記載事項は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札金額(消費税抜き) (2) 工事名 (3) 住所、氏名(法人の場合は商号または名称及び代表者名)等 (4) 代理人の場合は、当該代理人の氏名等 (5) 入札年月日 (6) 宛名 <p>4 対面式の入札を実施する場合、入札書は、入札執行者の合図により入札箱に投函してください。</p> <p>5 一度提出した入札書の書換えまたは差替え又は撤回をすることはできませんので注意してください。</p>
	10 入札回数	<p>入札回数は、原則1回とします。ただし、1回の入札で落札に至らないときは2回(再度入札)まで行います。</p>

共通事項	11 入札金額内訳書の提出	すべての入札参加者に、入札書の提出と同時に入札金額の内訳書の提出を求めます。ただし、再度入札の場合は除きます。なお、提出がない場合は失格とします。
	12 無効な入札	<p>1 次の各号に記載する入札は無効となります。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>(2) 委任状を提出しない代理人がした入札</p> <p>(3) 対面式の入札を実施した場合の記名押印若しくは電子入札システムを利用して入札を実施した場合の電子署名のない入札又は、入札事項を表示しない入札</p> <p>(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札</p> <p>(5) 同一事項に対し、2通以上した入札</p> <p>(6) その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>2 電子入札システムを利用して入札を実施した場合は、第1回目の入札で無効とされた者は、当該再度入札に参加できません。</p> <p>3 入札執行後かつ契約締結前に談合情報があり、明らかに談合の事実があったと認められるときは、当該入札は無効となります。</p>
	13 失格の取り扱い	<p>1 電子入札システムを利用して入札を実施する場合、工事費内訳書の提出を求めた場合において、「11 入札金額内訳書の提出」に定める内訳書の提出がない者は、失格とし、当該再度入札に参加できません。</p> <p>また、対面式の入札を実施する場合、入札の条件として工事費内訳書の提示を定めた場合において、提出がない者は失格とし、当該再度入札に参加できません。</p> <p>2 最低制限価格を設定した入札において、その最低制限価格未満の価格をもって入札した者は失格とし、当該再度入札には参加できません。</p> <p>3 総合評価方式による入札において、入札説明書等に技術評価における失格条件が付された場合、技術評価における失格となることがあります。</p>
	14 落札者の決定	<p>1 予定価格の制限内で、最低の価格をもって申込をした者</p> <p>2 最低制限価格を設定した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち、最低価格をもって申込をした者</p> <p>なお、WTO対象の条件付き一般競争入札の場合は、調査基準価格を下回ったとき、契約の履行確保を目的として、低入札価格調査会議において審議し、決定します。</p> <p>3 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合は、くじ引きを行い落札者を決定します。</p> <p>4 総合評価方式による入札を実施する場合、落札者決定基準については、案件ごとに定め、入札説明書等にあらかじめ明記します。</p>
	15 再度入札	開札の結果、予定価格の制限の範囲以内の価格の入札がない場合は、再度入札を行います。

11 公共工事に係る入札結果等の公表について

Q：入札結果等はどのように公表しているのか

A 公表の対象工事は建設業法に掲げる工事、これらに伴う調査、設計及び測量等の業務並びに製造の請負（以下「工事等」という。）です。

入札者名、入札者の各回の入札金額、予定価格及び最低制限価格（または調査基準価格）について、入札の方式にかかわらず落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに公表しています。

なお、予定価格の額が250万円以下の工事又は製造の請負、予定価格の額が100万円以下の調査、設計及び測量等の業務並びにその他特別な事情がある場合は公表の対象から除かれます。

Q：随意契約も公表の対象としているのか

A 随意契約としたものについては、契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表しています。

なお、この公表については、一定額以上が対象となります。

Q：積算内訳書の公表について

A 予定価格が250万円超の請負工事については、積算内訳書についても公表しています。

公表の範囲は、土木工事の細別内訳、建築工事等の科目別内訳、水道施設工事等の内訳書です。

公表の時期は入札結果と同じですが、公表の場所は本庁発注の場合は県政情報センター、出先事務所発注の場合は当該事務所となります。

なお、測量・設計等を含む事後公表の詳細については、次表を参照してください。

※令和5年度から、県土整備局が発注する工事及び工事系委託の積算内訳書の公表について、窓口での閲覧に替えてWeb公表（入札情報サービスシステム）とする取組を試行します。県土整備局以外については、従来通り窓口での閲覧となります。

公共工事における入札結果等の公表の契約方法別一覧表

項 目	契 約 の 方 法		
	条件付一般競争入札	指名競争入札	随意契約
1 公表の対象	①建設業法別表の工事 ②調査、設計、測量等 ③製造の請負 (250万円超)	調査、設計、測量等 (100万円超250万円以下)	①建設業法別表の工事 (250万円超) ②調査、設計、測量等 (100万円超) ③製造の請負 (250万円超)
2 公表の内容	①入札参加資格確認申請者名、資格を認めない者の名称及び理由 ②入札者名、入札者の各回の入札金額、予定価格及び最低制限価格(又は調査基準価格) ③契約の相手方及び契約金額 ④入札参加資格要件 ⑤変更契約の内容及び理由 ⑥積算内訳	①入札者名、入札の各回の入札金額、予定価格 ②契約の相手方及び契約金額 ③変更契約の内容及び理由 ④積算内訳	①契約の相手方及び契約金額、予定価格 ②随意契約理由及び相手方の選定理由 ③変更契約の内容及び理由 ④積算内訳
3 公表の時期	落札者の決定後又は契約の締結後	同 左	契約の締結後
4 公表の場所	県政情報センター 出先機関契約担当課	同 左	同 左
5 公表の方法	①一般競争入札参加資格確認結果書 ②入札調書の写 ③④工事等請負契約内容及び入札参加資格要件公表書 ⑤変更契約公表書 ⑥積算内訳書の写	①入札調書の写 ②工事等請負契約内容及び入札参加資格要件公表書 ③変更契約公表書 ④積算内訳書の写	①②随意契約結果書 ③変更契約公表書 ④積算内訳書の写し
6 公表の期間	①②落札者が決定した日の翌日から翌年度の末日まで ③④⑤契約を締結した日の翌日から翌年度の末日まで ⑥落札者が決定した日の翌日から翌々月の末日まで	①落札者が決定した日の翌日から翌年度の末日まで ②③契約を締結した日の翌日から翌年度の末日まで ④落札者が決定した日の翌日から翌々月の末日まで	①②③契約を締結した日の翌日から翌年度の末日まで ④契約を締結した日の翌日から翌々月の末日まで

* なお、電子入札システムを用いて行う全ての入札案件及び政府調達協定対象工事の入札結果は、県のホームページの入札情報サービスシステムにて公表しています。

(https://nyusatsu-joho.e-kanagawa.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=0001)

* 令和5年度から一部の案件で積算内訳書のWeb公表を試行しています。(前項を参照)

1 2 神奈川県標準契約約款について

Q：神奈川県公共工事標準請負契約約款の主な特徴は

A 県は中央建設業審議会の「公共工事標準請負契約約款」に準拠して、「神奈川県公共工事標準請負契約約款」を制定しています。主な特徴は以下のとおりです。

- ① 工期、請負代金の変更など発注者・受注者の協議手続きの明確化
- ② 請求、通知、解除等の書面主義の採用
- ③ 日本円、日本語の使用など外国企業への対応
- ④ 履行保証規定の整備
- ⑤ 発注者の解除要件の拡充と解除に伴う違約金の徴収
- ⑥ 談合等不正行為に係る解除及び損害賠償の予約
- ⑦ 暴力団等排除に係る解除と解除に伴う違約金の徴収

Q：土木設計業務等標準委託契約約款等の主な特徴は

A 県は国土交通省が策定した「標準委託契約約款」に準拠して「土木設計業務等標準委託契約約款」及び「建築設計業務標準委託契約約款」を制定しています。主な特徴は以下のとおりです。

- ① 著作権の帰属（譲渡）、利用など権利関係規定の整備
- ② 成果物に契約不適合が発見された場合の取扱いの明確化
- ③ 第三者におよぼした損害について、賠償の負担者の明確化、及び不可抗力による損害賠償規定の整備
- ④ 談合等不正行為に係る解除及び損害賠償の予約
- ⑤ 暴力団等排除に係る解除と解除に伴う違約金の徴収

なお、両標準約款の対象業務は、次のとおりです。

- ① 土木設計業務等標準委託契約約款
土木工事に関する調査、設計、測量等に使用します。
- ② 建築設計業務標準委託契約約款
建築設計業務（基本設計、実施設計等）に使用します。

13 神奈川県の実行保証制度について

Q : 工事請負契約には、実行保証制度が採用されているが、測量・調査などの委託業務契約にも実行保証制度が適用されるのか

A 実行保証制度は、工事契約に伴う工事完成保証人制度に代えて採用された制度ですので、測量・調査設計等の委託業務契約には適用されません。

Q : 実行保証制度とは

A 神奈川県では、工事完成保証人に代わる制度として、次のとおりの実行保証制度を導入しています。

(1) 300万円以上の工事

原則として、金銭的保証、ただし、期限が限られた工事や再発注手続きに多大の困難を伴うような工事は役務的保証

(2) 300万円未満の工事

実行保証措置の免除（無保証）

Q : 金銭的保証と役務的保証の違いは

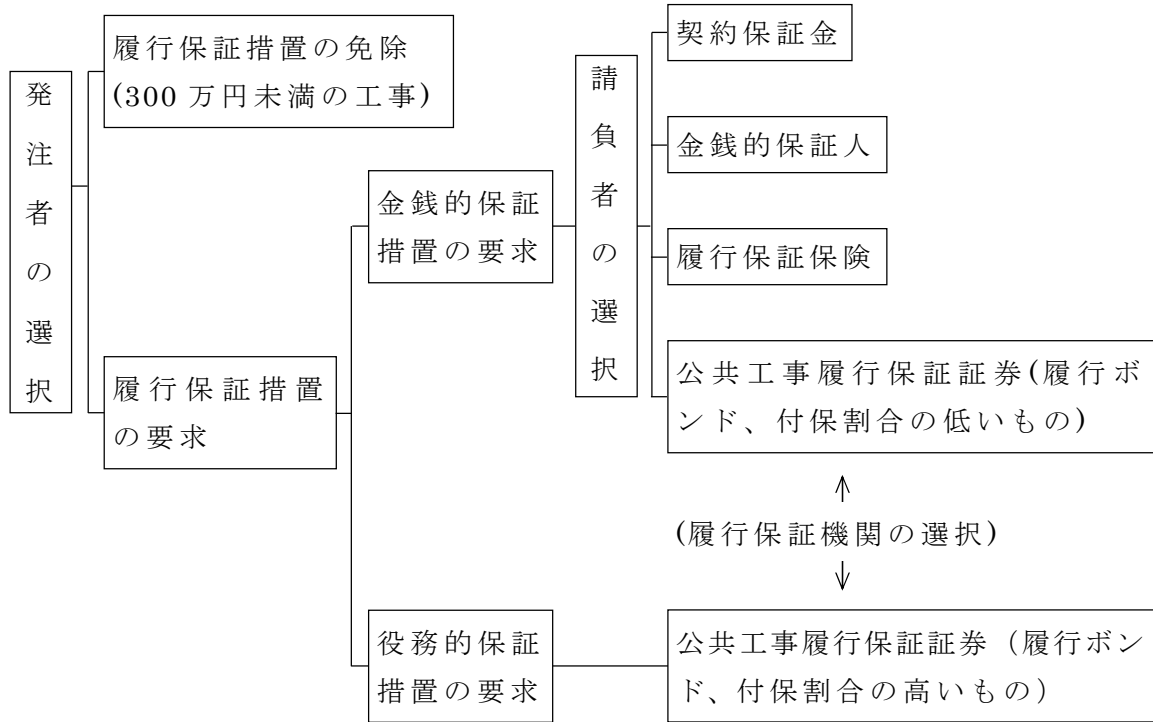
A 金銭的保証とは、請負者の債務不履行に伴う損害を金銭的に補てんするものです。

役務的保証とは、工事の完成そのものを保証するものです。

具体的には、契約した損害保険会社が代替業者を責任をもって選定し、その者に残工事を完成させるものです。

Q : 金銭的保証措置及び役務的保証措置としてどのようなものがあるのか

A 金銭的及び役務的保証措置として、次のとおり区分されています。



Q：同じ履行ボンドで付保割合の高い、低いとの違いで「金銭的保証」あるいは「役務的保証」と区分されるのはなぜか、また付保割合とはなにか

A 付保割合とは、工事契約額に対する保証金又は保険金の額の割合をいいます。

金銭的保証と役務的保証とは、次により区分されます。

① 付保割合の低いもの 金銭的保証 10%

保証人にとって保証金額を支払うほうが、工事を完成させるより有利

② 付保割合の高いもの 役務的保証 30%

保証人にとって保証金額を支払うよりも代替履行業者を選定して残工事を完成することが有利

Q：履行ボンドに瑕疵担保保証特約を付帯させるのか

A 役務的保証についてのみ瑕疵担保保証特約を付帯していただきます。したがって、金銭的保証の公共工事については、通常瑕疵担保特約は必要ありません。

Q：金銭保証人とは

A 金銭保証とは、請負業者の債務不履行により発注者の被る損害を金銭をもって保証することで、金銭保証を行う者を金銭保証人といいます。

商法の規定により金銭保証人は連帯保証人になります。

また、金銭保証人となれるのは、銀行等の金融機関及び前払金保証事業会社のみが該当します。

Q：具体的に金銭保証人となる金融機関は、どのようなところか

A 金銭保証人になることのできる金融機関は次に掲げるとおりです。

- ・銀行（ゆうちょ銀行を除く）
- ・農林中央金庫
- ・信託銀行
- ・商工組合中央金庫
- ・保険会社
- ・信用協同組合
- ・信用金庫
- ・農業協同組合
- ・信用金庫連合会
- ・労働金庫
- ・労働金庫連合会
- ・水産業協同組合
- ・その他の貯金の受け入れを行う組合等

Q：履行保証制度は経費の増大を伴うが、県は土木工事標準積算基準書等に反映しているのか

A 土木工事標準積算基準書等に則り、国土交通省と同様に県も一般管理費に含めて積算しています。

Q：現金の納付及び保証証書（保険証書）の寄託の時期は

A 落札決定後7日以内に契約を締結できなければ原則的にその落札は無効となるため、7日以内に納付及び寄託しなければなりません。

Q：工事請負額の変更や工事期間の変更があった場合どのように取扱うのか

A 神奈川県では次のとおり取扱います。

1 契約金額の増額変更の場合

変更後の請負契約額が当初請負契約額の150%を超えた場合には、契約保証金やその他保証金の保証額を変更後の契約金額の1/10以上に増額変更します。

2 契約金額の減額変更の場合

請負者から契約保証金の金額を変更後の契約金額の1/10以上に保たれる範囲内で減額して欲しい旨の要求があった場合には、特段の事情がないときには、その範囲内で受注者の欲する金額まで減額変更します。ただし、履行保証保険の場合は、保険金額の減額は行われなことから、減額変更は行いません。

3 工期延長の場合

保証期間が変更後の工期を含まなくなった場合は、保証期間を変更後の工期を含むような延長変更が必要です。

ただし、履行保証保険の場合は、保険期間が工事完成の日まで存するため、保険証券の内容変更は必要ありません。

4 工事期間を短縮した場合

請負者から保証期間について、変更後の工期を含む範囲内で短縮して欲しい旨の申出があった場合、特段の事情がないときには、その範囲内で変更します。

契約時における履行保証

県 (発注者)

請負人 (受注者)

公告又は指名通知で
①金銭的保証か
②役務的保証かを明示する。

請 負 人
(受 注 者)

入 札

① (金銭的保証) 受注者の選択

- ・ 契約金額の 1 / 10 以上の現金を納付
⇒ 県指定の金融機関
- ・ 金融機関の金銭保証 (取引銀行等で手続き)
⇒ 県に保証書を直接提出
- ・ 前払保証事業会社の金銭保証 (前払保証事業会社で手続き)
⇒ 県に保証証券を直接提出
- ・ 履行保証保険 (損害保険会社で手続き)
⇒ 県に履行保証保険証券を直接提出
- ・ 履行保証証券 (履行ボンド・損害保険会社で手続き)
..... 付保割合の低いボンド
⇒ 県に公共工事履行保証証券を直接提出

落 札

7 日以内

② (役務的保証)

- ・ 履行保証証券 (履行ボンド・損害保険会社で手続き)
..... 付保割合の高いボンド
⇒ 県に公共工事履行保証証券を直接提出

契約締結

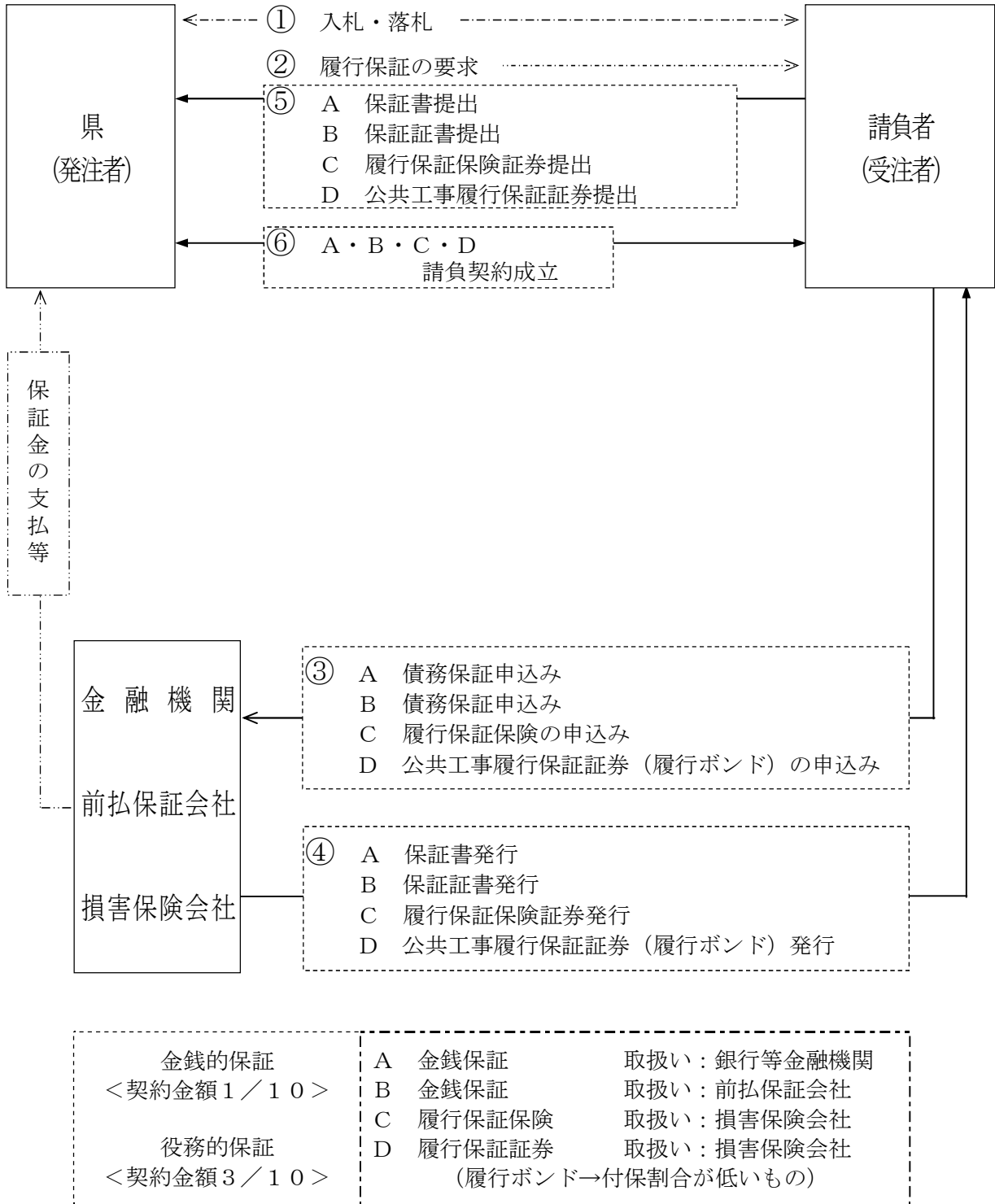
落札決定後、7日以内に契約締結出来なければ、原則的に落札は無効となる。

工事執行

工事完了

保 証 の 流 れ

金銭保証と履行保証保険・履行保証証券（履行ボンド）



14 神奈川県工事執行規則等について

Q：県の監督員の監督権は

- A 請負契約の適正な履行を確保するため県は監督員を置きます。
監督員は請負人が置く現場代理人に対して次のことを行います。
- ・ 請負契約の履行についての指示、承諾及び協議
 - ・ 設計図書に基づく工程の管理
 - ・ 工事の施工状況の検査及び監督
 - ・ 工事材料の試験及び検査

Q：現場代理人及び主任技術者届等について

A 請負人は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術管理を担当する主任技術者等を定めて、書面を持ってその氏名を県に通知しなければなりません。なお、現場代理人と主任技術者等は、これを兼ねることができます。請負人又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければなりません。

また、請負工事の内 4,500 万円（建築工事の場合は 7,000 万円）以上を下請けさせる場合は、建設業法により主任技術者に代えて、監理技術者を設置しなければなりません。

さらに、原則として、請負金額が 4,000 万円（建築工事の場合は 8,000 万円）以上の工事の主任技術者及び監理技術者は現場ごとに専任で置く必要があります。

ただし、現場代理人は、神奈川県発注の工事で請負金額が 2,500 万円（建築工事の場合は 1,000 万円）未満の場合、次の要件を満たす場合に 2 件まで兼務することができます。

- ・ 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員が工事現場に滞在すること
- ・ 現に現場代理人である工事の発注者が現場代理人の兼務を承認すること

なお、一定の条件を満たす工事について、当面の間、主任技術者の専任及び現場代理人の常駐に関する要件を緩和しています。詳しくは次のアドレスのホームページを参照ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f537208/p1176473.html>

Q : CORINS 及び TECRIS への登録について

A 請負金額 500 万円以上の工事及び契約金額 100 万円以上の設計業務等については、契約後並びに完了後（変更があればその場合も）それぞれ、土曜日、日曜日、祝日等を除き工事は 10 日以内、設計業務等は 15 日以内に（一財）日本建設情報総合センターの CORINS（工事实績情報システム）あるいは TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）への登録が必要です。

Q : 工程表について

A 請負契約を締結したときは、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に基づき工程表を作成し、県が定める期限（契約締結後 7 日以内）までに提出してください。

Q : 請負工事の全部を下請させることができるか

A 請負工事の全部（若しくは主たる部分の工事）を下請させることはできません。

請負工事の一部を第三者に請負させたときは、県は請負人に対して下請人の商号、名称等必要な事項について通知するよう求めます。

Q : 工事中材料検査について

A 県が定める工事中材料については、使用前に工事中材料検査申請書を提出し、その検査を受けなければなりません。

Q : 天災等止むを得ない事情により、契約期間内に工事が完成できないときはどのような手続きが必要か

A 天災その他の事由により、契約期間内に工事を完成することができないときは、その事由の発生後速やかに県に期間延長の承認を受けます。

Q : 工事完成届の提出時期について

A 請負工事が完成したときは、工事完成届を直ちに県に提出してください。

Q：どのような場合に契約は解除されるのか

A 次のような場合に県は契約を解除します。

- ・ 工事着手期日の不履行
- ・ 請負人の責により工期内に工事が完成しない（または見込みが明らかな）とき
- ・ 主任技術者等を置かなかったとき
- ・ 契約に違反し、契約の目的を達成できないと認められるとき

また、このほか標準請負契約約款において、次の場合が定められています。

- ・ 手形・小切手が不渡りになったとき
- ・ 破産、会社更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てのとき、または申立てを受けたとき
- ・ 談合等不正行為があったとき
- ・ 暴力団等排除の対象となったとき

なお、詳細については、神奈川県工事執行規則をご覧ください。

15 工事検査について

Q：県の検査基準は、何で定めているのか

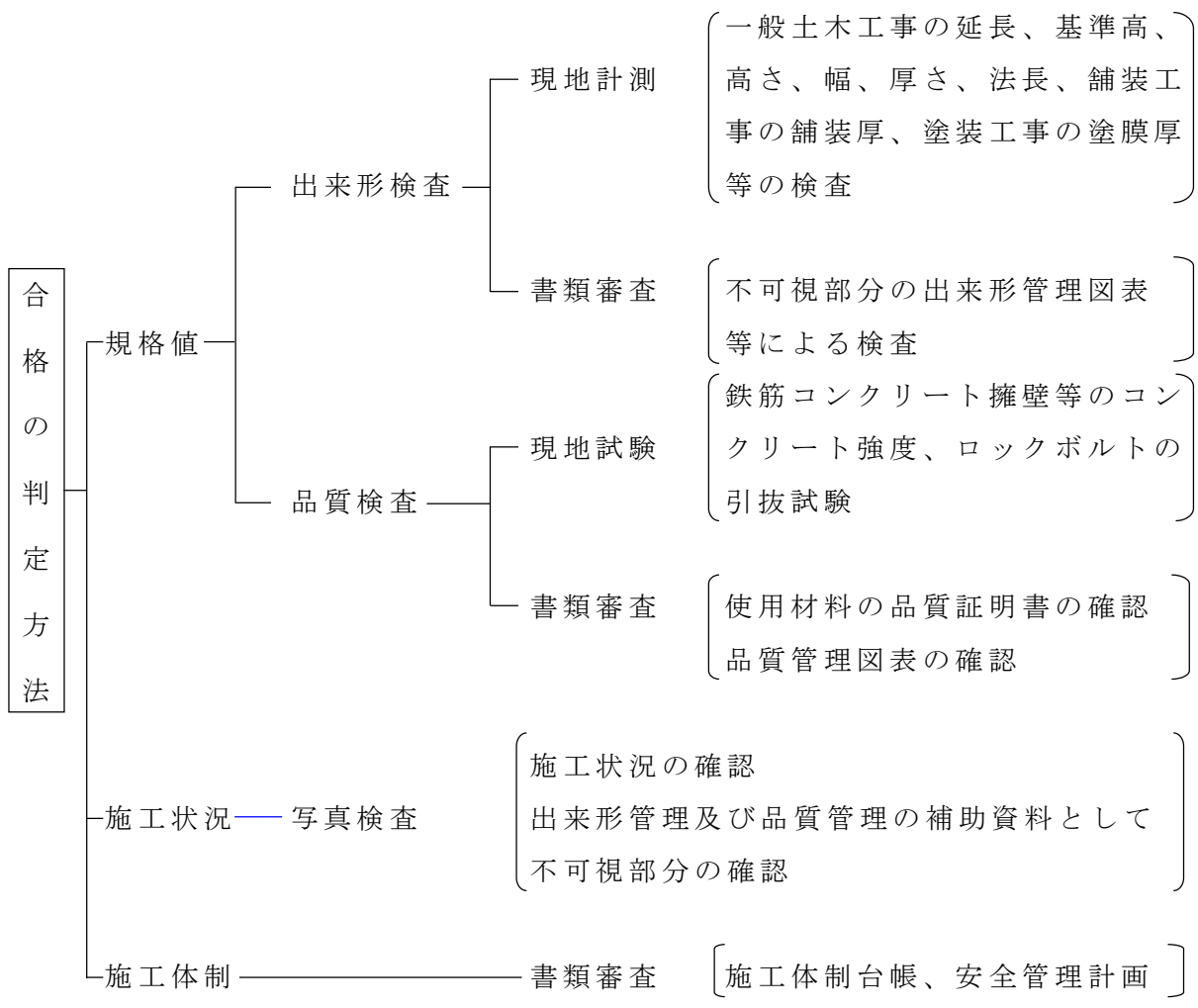
A 検査基準は、県土整備局等各部局ごとに「工事等検査要綱」で定めています。それぞれ、検査の範囲、時期、立会、技術基準、再検査などについて定めています。

Q：検査の種類は

A 検査の種類は工事執行規則で定めている完成検査、出来形検査のほか、各部局の工事等検査要綱で中間技術検査や抜打ち検査を定めています。

Q：県の検査基準（合格の判定方法）は、どのようになっているのか

A 例えば、土木工事の検査基準は、規格値等によるもので、次のとおり検査を行っています。



Q : 工事等の手直しは

A 検査の結果、工事及び委託業務の既成部分が契約内容に適合しない場合は、速やかに工事等の手直しをしなければなりません。

手直し工事等の施工が完了したときは、「手直し工事等完了届」を提出し、再検査を受けなければなりません。

Q : 工事成績の評定はどのように行っているのか

A ①施工体制、②施工状況、③出来形及び出来ばえ、④工事特性、⑤創意工夫、⑥社会性等、⑦法令遵守等の7項目について、主任技術評価者、総括技術評価者及び技術検査員の3名の評定者の評定を一定の算式により算出し、合算した評定点合計をAからFの6段階に評価しています。

Q : 評定結果はどのように反映されるのか

A 業者の技術力をより客観的に評価することにより、工事成績データを業者選定、優良業者表彰に反映させる他、評定結果を施工業者に通知して、建設業者の指導育成にも活用しています。

また、競争入札参加資格の認定において、経営事項審査の結果に評定結果を主観的項目(主観点数)として加えて企業評価しています。

Q : 評定結果の公表について

A 1件の請負金額が500万円以上の工事について、工事成績評定結果の透明性を高めるため、評定結果を公表しています。

公表の内容は、工事名・工事箇所・受注者名・検査種別及び評定点とし、月単位で取りまとめた後、速やかに公表しています。

公表の場所は、本庁各室課で発注した工事並びに出先機関で発注した工事のうち本庁の検査事務を主管する室課の検査員が検査を実施した工事については、県政情報センターで、また、出先機関で発注した工事は、当該出先機関の契約担当課となります。

根拠規定等

神奈川県公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領

平成6年4月1日 施行

最終改正 令和5年1月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県が実施する建設工事等に係る入札・契約制度について、透明性・客観性及び競争性をより一層高めることを目的として条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）、神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業庁管理規程第11号）、神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年4月1日施行）、神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準（平成2年4月1日施行）及び神奈川県の公共工事等に係る入札関係事務処理要領（昭和57年6月1日施行）に定めるほか、必要な事項を定める。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札に関する「入札に参加する者の取扱い」、「落札者の公示」等の必要な事項については、「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成8年1月1日施行）及び「神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」（平成8年1月1日施行）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注局部長等 神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年規則第3号）に規定する局長及び出先機関の長、神奈川県企業庁職員の職の設置等に関する規程（昭和33年企業庁管理規程第8号）に規定する企業局総務部長及び出先機関の長、神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則（昭和35年12月27日 神奈川県教育委員会規則第16号）に規定する教育局長及び所管機関等の長、及び警察組織に関する条例（昭和29年条例第28号）に規定する総務部の長等をいう。
- (2) 発注工種 建設業法（昭和24年法律第100号）別表に掲げる該当工種をいう。
- (3) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）別表に掲げる建設工事又は製造の請負をいう。
- (4) 工事系委託業務 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第2条第1号に規定する契約をいう。
- (5) 工事等 前2号に規定する工事及び工事系委託業務をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札の対象は、原則として設計金額が250万円を超える工事等とする。

2 工事系委託にあつては、次の各号に該当する場合は、250万円を超える案件でも対象としないことができる。

- (1) 災害応急工事等緊急を要する地質調査・測量・設計等の業務
- (2) 業務内容の特殊性から発注機関において指名競争入札が適していると認められる業務

(公告)

第4条 一般競争入札を実施する場合には、財務規則等の規定に基づき、神奈川県公報、新聞、掲示その他の方法により公告を行う。なお、特定調達契約に係るものは神奈川県公報により行う。

2 一般競争入札の標準フロー図は、別紙（1、2、3）のとおりとする。

(入札参加資格審査会)

第5条 第6条第2項に規定する入札参加資格の設定及び第9条に規定する入札参加資格の審査を行うため、各発注局部等において、合議制の「入札参加資格審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

2 入札参加資格の設定に当たっては、工事等の質の担保及び県内業者の受注機会の確保等に配慮するものとし、また、過度に競争を制限するものとならないよう留意するものとする。

ただし、特定調達契約に係る工事等にあつては、内外無差別の原則に従うものとする。

(入札参加者の資格要件)

第6条 入札参加資格確認申請期限において、次の各号のいずれかに該当する者は一般競争に参加させることはできない。このことは、第4条に規定する公告において、明記しなければならない。

(1) 競争入札の参加者の資格に関する規則(以下「入札参加資格規則」という。)(昭和40年規則第106号)第4条第1項に規定する入札参加資格を有することについて知事の認定を受けていない者ただし、特定調達契約に係る工事等については、入札参加資格の確認基準日に知事の認定を受けていない場合でも、公告で定める日までに認定の手続きを行い、開札の日時において認定を受けている者については、入札に参加させることができる。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定に該当する者

(3) 工事にあつては発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けていない者

(4) 神奈川県指名停止等措置要領(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止期間中の者

(5) 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けたことのある者

ただし、工事にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定(以下「更生開始決定」という。)を受けた後、入札参加資格規則に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除き、工事系委託にあつては更生開始決定を受けた者を除く。

(6) 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出したことのある者

ただし、工事にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後、入札参加規則に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除き、工事系委託にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた者を除く。

(7) 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされている者

(8) 事業税及び消費税を滞納している者

(9) 工事にあつては発注工種に係る建設業法26条に規定する技術者(監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者)を現場に配置できない者

(10) 工事にあつては入札金額の内訳書等を提出できない者

(11) 工事にあつては「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者で、改善確認通知を受けていない者

(12) 工事にあつては社会保険等(健康保険、年金保険及び雇用保険)に未加入である者

(13) 工事にあつては入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者

2 前項に規定するほか、審査会は工事の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲

げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、第4条に規定する公告において明記しなければならない。

- (1) 建設業の許可の種類
 - (2) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点（客観点数）に県独自の企業の技術力評価を中心とした点数（主観点数）を加えた、総合点数又は等級格付
 - (3) 本店又は受任者を置く支店・営業所の所在地
ただし、特定調達契約に係る工事については、入札参加資格としてはならない。
 - (4) 配置予定技術者の資格及び施工経験
 - (5) 同種工事の実績
 - (6) 同工種工事の完成工事高
 - (7) 同工種工事の成績
 - (8) 接近工事の状況
 - (9) 優良工事施工業者であること
 - (10) 社会貢献企業であること
 - (11) 退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。）又は、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者
 - (12) その他、公正な競争を維持するために必要と判断される事項
- 3 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、各構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格を設定しなければならない。
- 4 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、経常建設共同企業体を参加させてはならない。
- 5 第1項に規定するほか、審査会は工事系委託業務の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、第4条に規定する公告において、明記しなければならない。
- (1) 本店又は受任者を置く支店・営業所の所在地
ただし、特定調達契約に係る工事系委託業務については、入札参加資格としてはならない。
 - (2) 営業種目
 - (3) 営業種目の細目
 - (4) 営業種目の売上高
 - (5) 営業種目の有資格技術者数
 - (6) 同種業務の履行実績
 - (7) 配置予定管理技術者の同種業務履行実績
 - (8) その他適正な履行を確保するうえで必要な事項

（特定調達契約に係る工事等に係る入札参加資格確認の申請）

第7条 一般競争入札（特定調達契約に係る工事等）に参加を希望する者に対しては、次の各号に付した「一般競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式－1・2）（以下「資格申請書」という。）を、公告に定める日までに神奈川県知事（神奈川県公営企業管理者）に提出させ、入札参加資格を確認しなければならない。

- (1) 工事にあつては「配置予定技術者届」（第2号様式）
- (2) 配置予定技術者に特定の資格要件を設定した場合には、資格を証明する書類の写し

配置予定技術者を監理技術者とした場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、資格を証明できる書類の写し

(3) 同種工事の実績が条件とされる工事にあつては、「同種工事实績届」(第3号様式-1)

(4) 同種業務の履行実績又は配置予定管理技術者の履行実績が条件とされる工事系委託業務にあつては、「同種業務の履行実績届」(第3号様式-2)

2 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、前項各号に掲げる付属書類を各構成員ごとに提出するとともに、特定建設工事共同企業体協定書を提出させなければならない。

3 提出書類の記載要領及び用紙類については入札説明書に含めるものとする。

なお、入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は公告において明らかにするものとする。

(入札参加資格確認の申請)

第8条 発注局部長等は、一般競争入札(特定調達契約以外の工事等)に参加を希望する者に対しては、神奈川電子自治体共同運営電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による競争参加資格確認申請書を公告に定める日までに提出させ入札参加資格を確認しなければならない。

(入札参加資格の事前審査)

第9条 入札参加資格の審議に供するため、審査会の事務局は、「一般競争入札参加資格確認書」(第4号様式-1・2)(以下「資格確認書」という。)を作成し、審査会に提出するものとする。

ただし、電子入札システムを利用して入札を実施する場合は除く。

2 審査会は、提出された資格確認書に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を当該発注局部長等に通知するものとする。ただし、電子入札システムを利用する場合を除く。

3 発注局部長等は、入札参加資格の判定結果について、「一般競争入札参加資格確認通知書」(第5号様式)により、公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。

ただし、電子入札システムを利用する場合は、発注局部長等の決裁後に同システムにより競争参加資格確認通知書を公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。

なお、入札参加資格が無いと認めた場合は、必ずその理由を明記しなければならない。

4 入札参加資格の確認結果については、別に定めるところにより公表する。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 前条第3項の通知を受けた者が、入札説明書に定めた日までに、入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めた場合、書面により回答しなければならない。

ただし、電子入札システムによる場合は、同システムで回答するものとする。

2 前項の競争参加資格がないと認めた者への回答は、入札説明書に定めた日までに行わなければならない。

(入札参加資格の事後審査)

第11条 電子入札システムによる場合は、開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し必要な書類を提出させた上で審査し、発注局部長等の決裁を得るものとする。入札参加資格がないと認めた者がその理由について書面により説明を求めた場合、発注局部長等は回答しなければならない。

(設計図書の閲覧)

第12条 工事にあっては設計図書及び単価抜き設計書（以下「設計図書」という。）を、公告の日から入札日の日までの間、閲覧に供する。ただし、電子入札システムによる場合は、設計図書（現場説明書を含む。）を公告の日から入札書提出期限日までの間、閲覧に供する。工事系委託業務は閲覧に供しない。

(設計図書の頒布)

第13条 工事の設計図書（電子入札システムによる場合は現場説明書を含む。）については、入札参加資格規則に基づく入札参加資格者で希望する者に対して、無償又は有償で頒布するものとする。ただし、特定調達契約に係る工事等にあつては、現場説明書は無料で頒布する。

また、工事系委託の設計図書については、第9条第3項に基づき入札参加資格を確認した者のうち希望する者のみに頒布する。

(現場説明書の頒布等)

第14条 資格確認者に対する現場説明会を行わず、現場説明書の閲覧又は頒布をもってこれに代えるものとする。

ただし、他に定めがあるときは、この限りでない。

(質問書の提出と回答書)

第15条 入札説明書及び設計図書について質問のある者から、入札説明書に定める日までに、「一般競争入札質問書」（第6号様式）（以下「質問書」という。）の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書の閲覧を行わなければならない。

ただし、電子入札システムによる場合は同システムで回答を閲覧に供する。

また、電子入札システムで回答後、入札書提出期限までに電子入札システムで回答を閲覧に供することができる限り、随時に質問を受け付け、電子入札システムで回答を閲覧に供するものとする。

2 回答書については、各質問項目を一括して「一般競争入札回答書」（第7号様式）により、入札説明書で定める期間及び場所で、閲覧を行うものとする。

(入札金額の内訳書の提示)

第16条 工事にあっては一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札者に入札金額の内訳書を提示させなければならない。

2 特定調達契約に係る工事にあつて、郵送で入札を受け付ける場合には、入札金額の内訳書を入札書に同封させるものとする。

3 第1項の規定において、電子入札システムによる場合は、入札書に添付して提出させることとする。

(郵便による入札)

第17条 特定調達契約に係る工事等にあつては、郵便による入札の受領期限を定めなければならない。この場合、受領期限を入札執行の日時前の日時とすることができる。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加資格を確認した者で、落札決定までに第6条で規定する入札参加の資格要件を欠いた者
- (2) 資格確認申請書及び付属書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札に関する条件に違反した者
- (4) 入札参加資格申請期限から落札決定までに、取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (5) 落札決定までに、発注工種に係わる経営事項審査結果の有効期限が切れた者

(規則の準用)

第19条 競争入札の参加者の資格に関する規則第3条第2項及び第4項の規定は、神奈川県 of 公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領を準用する。

(その他)

第20条 特定調達契約に係る工事等にあつては、対象工事等に直接関連する他の工事等の請負契約を対象工事等の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 この要領に定めがあるもののほか、取り扱いの細目については、各発注局部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

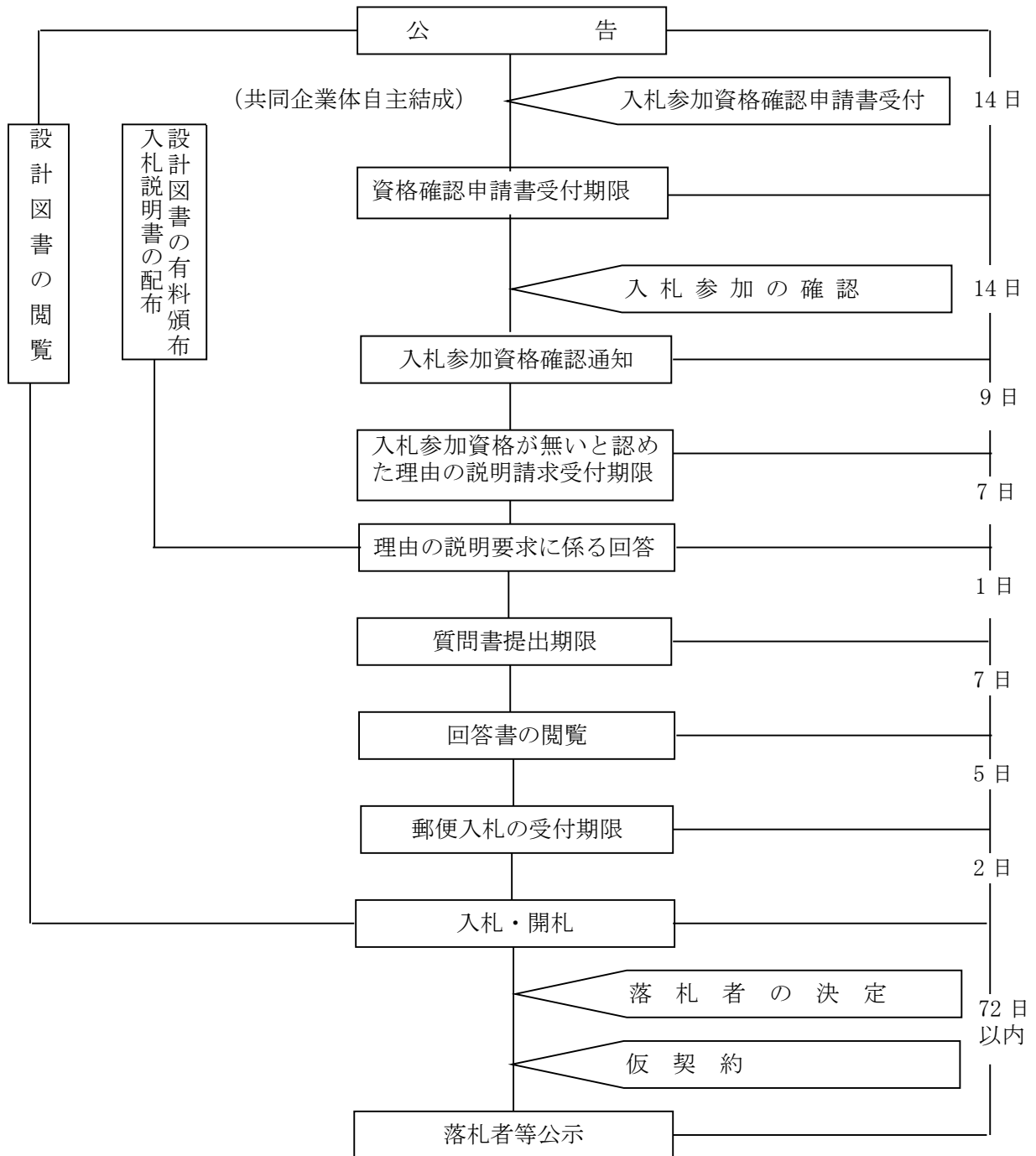
附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

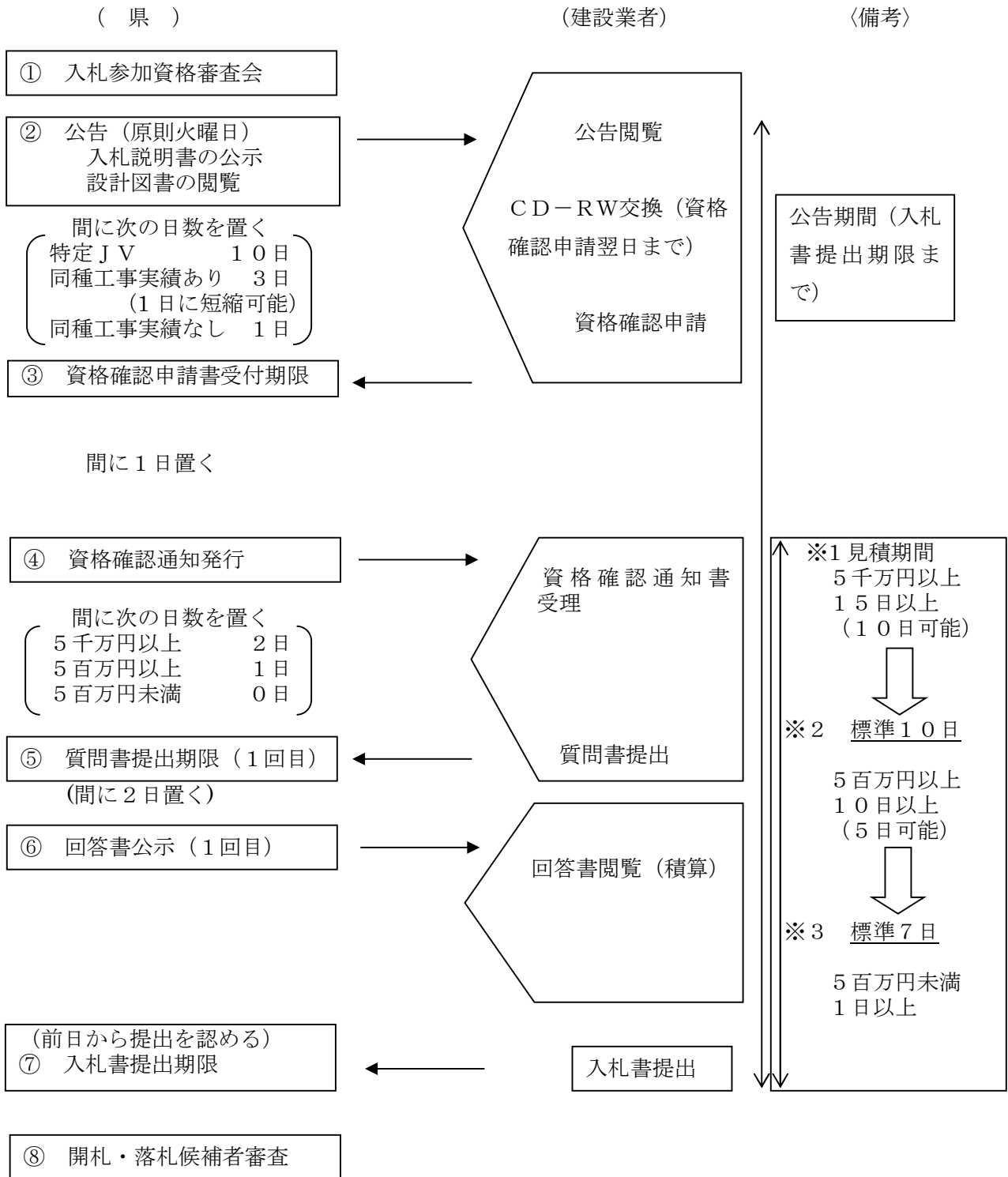
この要領は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

特定調達契約に係る一般競争入札の手続



別紙2 (電子入札システム)

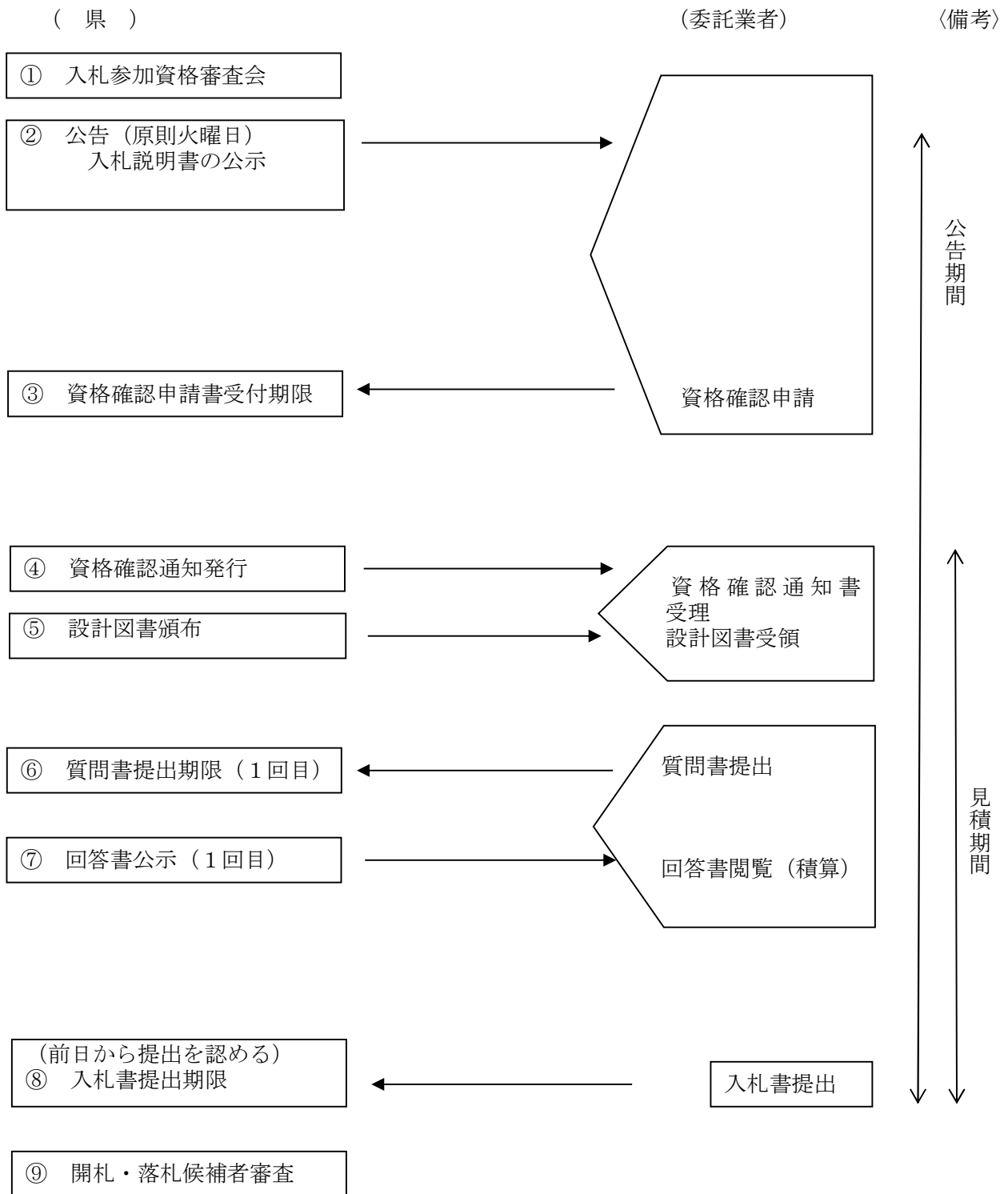
工事の一般競争入札の手続きフロー (CD-RW交換の例)



- ※1 建設業法施行例第6条の期間
日数は開庁日で計算する
日数を短縮する場合は、法定見積期間 (※1の期間) 及び公告期間 (財務規則第39条=公告から入札前日まで10日以上 (WTOは40日以上)) を遵守したうえで発注者が任意に設定してください。
- ※2 5千万円以上・同種工事実績無・CD-RW無償配布の場合の標準日数を10日にする。
- ※3 5千万円未満・同種工事実績無・CD-RW無償配布の場合の標準日数を7日にする。
- (注) 質問への回答後も、見積期間中は随時質問を受け付けるものとする。

別紙3 (電子入札システム)

工事系委託の一般競争入札の手続きフロー



日数については、公告期間（財務規則第39条＝公告から入札前日まで10日以上（WTOは40日以上））を遵守したうえで発注者が任意に設定してください。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

殿

住 所
商号又は名称
(工事の場合は建設業許可番号)
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付けで入札公告のありました「 工事又は委託業務」
に係る競争入札に参加する資格について確認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。
なお、次の事項及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- 2 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと
- 3 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと
- 4 入札参加資格確認申請期限以前に債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされていない者であること
- 5 入札参加資格確認申請期限以前に事業税及び消費税を滞納していない者であること

(添付書類)

工事の場合

- 1 配置予定技術者届 (第2号様式) 1部
(監理技術者に係るものは、監理技術者資格者証の写し)
- 2 ※同種工事实績届 (第3号様式) 1部

委託業務の場合

- 1 ※同種業務履行実績届 (第3号様式) 1部
- 2 ※配置予定管理技術者の同種業務履行実績 (第3号様式) 1部
※印は、公告において必要とされている場合のみ提出

共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

殿

共同企業体名称
（代 表 者）
住 所
商号又は名称
（建設業許可番号 ）
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付けで入札公告のありました「 工事」に係る競争入札に参加する資格について確認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

なお、次の事項及び添付書類の内容については、当共同企業体の構成員はすべて事実と相違ないことを誓約します。

- 1 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- 2 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと
- 3 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと
- 4 入札参加資格確認申請期限以前債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされていない者であること
- 5 入札参加資格確認申請期限以前事業税及び消費税を滞納していない者であること

（添付書類）

- | | |
|---|-----|
| 1 特定建設工事共同企業体協定書 | 1部 |
| 2 配置予定技術者届（第2号様式）（各構成員）
（監理技術者に係るものは、監理技術者資格者証の写し） | 各1部 |
| 3 ※同種工事实績届（第3号様式）
※印は、公告において必要とされている場合のみ提出 | 各1部 |

配置予定技術者届

商号又は名称 _____

- 1 該当する配置予定技術者を○で囲んでください。
 ア 監理技術者 イ 主任技術者 ウ 特例監理技術者 エ 監理技術者補佐
- ※ 特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置する場合は、配置予定技術者届をそれぞれ提出お願いします。
- 2 競争参加資格又は請負予定金額に応じて、○で囲んでください
 ア 専任 イ 非専任

氏名		生年月日	西暦 年 月 日
監理技術者資格者証 交付番号		最新交付 年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
技術検定合格証明書 番号		取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
最終学歴	年 大学 学科卒 高校	実務経験 年 数	年
工事施工経験	工事名	発注機関名	
	施工場所	契約金額	
	工期	従事役職	
	工事概要		

- * 1 資格を証明する次の書類を添付してください。
- (ア) 3か月以上の雇用関係が確認できるもの（技術者が建設業法施行令第27条の規定（請負金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上））により専任であることを要する場合に限ります。）
 健康保険被保険者証または、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等の写し。ただし、監理技術者証で確認できる場合は除きます。
- (イ) 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその写し）
 監理技術者講習修了証もしくは監理技術者資格者証の裏面の写し
- (ウ) 主任技術者については、技術検定合格証明書等の写し
- (エ) 監理技術者補佐については、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書等
- 2 国家資格を有する場合は、「最終学歴」、「実務経験年数」欄の記入は不要です。
- 3 「工事施工経験」欄は、資格要件として求められている場合のみ記入してください。
 「工事概要」欄は、資格要件として求められている規模、工法等を記入するとともに、内容及び完成を確認できる書類を必ず添付してください。
 (例 CORINSの竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書(任意様式)等の写し)
- 4 JVの場合は各構成員ごとに技術者を配置してください。
- 5 専任配置技術者の変更は退職等の場合以外認められません。

同 種 業 務 の 履 行 実 績 届

商号、名称又は管理技術者氏名 _____

(技術者の場合はTECRIS技術者IDを記入: _____)

「○○○○○○○○○○業務」に係る競争参加資格として設定された同種業務の実績については、次のとおり届け出ます。

I	業 務 名			
	発 注 者 名			TECRIS登録番号
	契 約 金 額	百万円	契 約 期 間	年 月 ~ 年 月
	業 務 概 要 ※ 競争参加資格として設定されている規模・業務内容等を記入			
II	業 務 名			
	発 注 者 名			TECRIS登録番号
	契 約 金 額	百万円	契 約 期 間	年 月 ~ 年 月
	業 務 概 要 ※ 競争参加資格として設定されている規模・業務内容等を記入			

- 参考 1 資格要件とされた内容(規模・業務内容等)及び完成を確認できる書類を添付してください。
例 TECRISの業務カルテ、契約書等の写し
- 2 「II」欄は、2種類の業務実績を資格要件として求められている場合のみ記入してください。

議 長 印 年 月 日

一般競争入札参加資格確認書

- 1 工事(又は業務)名
- 2 工事(又は業務)概要
- 3 工事(又は業務)箇所
- 4 設計金額 千円

番号	商号又は名称	認定番号	入札参加資格要件										判定
			所在地		総合 点数 ※	建設の 許可の 種類 ※	技術者 ※	同種 工事(又 は業務) ※	指名 停止	不渡 発行	退職 一時 金等 ※	経営事 項審 査日 ※	
			本店 ※	支店・ 営業所 ※									
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※印は必要に応じ削除する。

議 長 印
年 月 日

一般競争入札参加資格確認書

- 1 工 事 名
- 2 工事概要
- 3 工事箇所
- 4 設計金額

千円

番号	特定建設工事 共同企業体名 称 代表構成員 構成員①(そ 他の※構成員 ② 構成員)	認定 番号	入札参加資格要件										判定	
			所在地		総合 点数	建設業の 許可の種 類	技 術 者	同 種 工 事 ※	指 名 停 止	不 渡 発 行	退 職 一 時 金 等	経 営 事 項 審 査 基 準 日		
			本店 ※	支店・ 営業所 ※										
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

工事（又は業務）名	
一般競争入札回答書	
年 月 日	
殿	
神奈川県知事 (神奈川県公営企業管理者)	
質 問 事 項	回 答

神奈川県発注工事の条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、神奈川県が発注する工事（以下「工事」という。）の一般競争入札における業者の入札参加資格要件の設定に必要な事項を定め、もって厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(入札参加資格要件の設定と審査会)

第2条 入札執行権者が入札参加資格要件の設定を行う場合は、あらかじめ工事を発注する本庁各局部及び各出先機関（以下「各局部等」という。）ごとに設置する工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

なお、出先機関が入札参加資格要件の設定を行う場合、本庁各局部に設置される審査会に協議することができるものとする。

(入札参加資格要件設定の基準)

第3条 要領第6条に基づき、審査会において入札参加資格要件を設定する場合は、次の各号に留意するものとする。

(1) 「発注工種」等

ア 当該工事の種類が2種類以上の場合は、原則として主たる工事の種類を設定する。

イ 当該工事の下請け総額が建設業法で定める額以上（土木工事等4,500万円以上、建築一式工事7,000万円以上）と想定される場合は、当該工事の種類に係る特定建設業の許可を有することを設定する。

(2) 「等級格付」等

ア 等級格付は、当該工事の設計金額により「競争入札の参加者の資格に関する規則」別表第2により設定する。また、規則に定める等級の2以上にわたる場合は、工事の内容等を勘案して設定できる。

イ 等級格付が設定されていない工種の工事は、設計金額に応じて入札参加可能者数を考慮し総合点数を設定する。

ウ 災害復旧等のための緊急又は短期間に完成する必要がある工事等、優良工事施工業者及び社会貢献企業を対象とする発注工事については、この限りではない。（「競争入札の参加者の資格に関する規則」第3条第4項、「社会貢献企業を対象とした条件付き一般競争入札実施要領」及び「優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領」による。）

(3) 本店又は営業所の所在地

原則として次の順位で設定する。

- ① 工事箇所を中心とする地域の県内業者又は工事の施工を担当する事務所が所管する区域の県内業者
- ② ①に隣接する地域又は区域の県内業者
- ③ 前各号に該当しない県内業者
- ④ 県内に支店又は営業所を設けている県外業者
- ⑤ その他の県外業者

(4) 配置予定技術者の資格及び施工経験

当該工事の施工現場に配置する技術者について、当該工事の施工に必要と認められる場合、次の事項を設定できる。

- ① 下請け総額が建設業法で定める額以上（土木工事等4,500万円以上、建築一式工事8,000万円以上）と想定される場合は、監理技術者の専任配置を求める。
- ② 技術者の施工経験に関する工事の規模、内容等

(5) 「同種工事の実績」等

当該工事の施工に一定以上の技術力及び施工能力が必要と認められる場合等に、次の事項を設定できる。

- ① 同種工事の施工実績に関する内容、規模等
- ② 同工種工事の完成工事高
- ③ その他、当該工事の施工にあたって必要と認められる事項

(6) 同工種工事の成績

当該工事と同工種に係る工事成績の点数の範囲を必要に応じて設定できる（「神奈川県請負工事成績評定要領」第6条に規定する工事成績評定通知書の評点結果）。

なお、優良工事施工業者を対象とした工事については、別途定める「優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領」による。

(7) 接近工事の状況

当該工事と100m以内（最短直線距離）に接近して施工中（契約日から発注者に完成届を提出した日までの期間）の工事で、同一発注者が発注する同工種工事を有する者を接近工事として除外することができる。

なお、接近した地域において、同時期に分割発注する場合、100mを超えても接近工事として取扱うことができる。

ただし、維持工事、修繕工事等で小規模な工事は適用しない。

(8) その他

不良不適格業者の排除、公共工事の良好な品質と確実な施工の確保のため、必要と認められる事項について設定できる。

（入札参加可能者数）

第4条 入札参加可能者数は、工事設計金額に応じて次表の区分によるものとする。

工事設計金額	入札参加可能者数
5千万円未満	原則 30程度
5千万円以上2億円未満	原則 40程度
2億円以上	原則 50程度

ただし、再度公告入札をする工事並びに工事の種類、特殊性及び発注機関の地域状況等からこの区分により難しい場合、発注者の判断において、当該工事の実情に応じた扱いを行うことができる。

- (1) 高度又は特殊な技術を必要とする橋りょう、隧道、水門等の工事
 - (2) 製作者、施工者が限定されている機械、電気等の設備工事
 - (3) 工事施工箇所の特特殊性により入札参加可能者数の確保が困難である工事
 - (4) 特定地域に業者が偏在している塗装工事
 - (5) 災害の応急工事等で特に緊急を要する工事、短期間に完成する必要のある工事
 - (6) 特定建設工事共同企業体（県内企業）による工事
 - (7) 優良工事施工業者、社会貢献企業を対象とする工事
 - (8) 当分の間、維持工事、修繕工事等で小規模な工事
- 2 前項各号の規定のほか、出先機関の発注者は入札参加可能者数について各局部の審査会に意見を求め、当該審査会の意見を参考にして参加要件を決定することができる。

(その他)

第5条 審査会の構成、運営及びその他要件設定に当たっての各局部の固有の事項等については、各局部等において、「工事に係る条件付き一般競争入札参加資格設定要領」として別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

神奈川県発注工事系委託業務に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、神奈川県が発注する工事系委託業務の条件付き一般競争入札における業者の入札参加資格要件の設定に必要な事項を定め、もって厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(入札参加資格要件の設定と審査会)

第2条 入札執行権者が入札参加資格要件の設定を行う場合は、あらかじめ工事系委託業務を発注する本庁各局部及び各出先機関（以下「各局部等」という。）ごとに設置する入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

なお、出先機関が入札参加資格要件の設定を行う場合、本庁各局部に設置される審査会に協議することができるものとする。

(入札参加資格要件設定の基準)

第3条 要領第6条に基づき、審査会において入札参加資格要件（以下「要件」という。）を設定する場合は、次の各号に留意するものとする。

(1) 本店、受任者を置く支店・営業所の所在地

- ① 所在地を要件とする場合は、県内本店を原則とする。
- ② 参加可能者数を調整する場合は、発注者が所管する区域（以下「管内」という。）本店又は管内市町村本店を要件として設定できる。
- ③ 年度を通じ繰り返し同種の業務を発注する場合で、所在地に係る要件の固定化を避けるために必要がある場合は、管内市町村本店を要件として設定できる。
- ④ 受任者のいる支店、県外本店は、発注者の判断において特に必要と認められる場合に要件として設定できる。特に必要と認められる場合を例示すると次のとおりである。

なお、受任者とは、代表者から入札や契約行為を行う権限を委任され、代表者に代わって受任者の名義でこれらの行為を行える者のことをいい、代表者から予め県に届け出がなければならぬ。

ア 契約の履行に高度又は特殊な技術を要するか、若しくは広範な知識・経験を要する場合。

イ 入札参加資格者名簿登載の参加資格者が極めて少数であり、競争性を確保するため必要がある場合。

(2) 営業種目及び営業種目の細目

- ① 営業種目、営業種目の細目とは、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号。以下「規則」という。）第7条に定める競争入札参加者名簿に掲載されている営業種目及び営業種目の細目をいう。
- ② 複数の営業種目を要件として設定できる。
- ③ 営業種目の希望順位は、要件としない。
- ④ 複数の細目を要件として設定できる。

(3) 営業種目の売上高

- ① 競争入札参加資格申請時の営業種目の直前第1営業年度の売上高（以下「売上高」という。）を要件として設定できる。
- ② 売上高の下限、上限、又は下限及び上限を、要件として設定できる。
- ③ 受任者のいる支店、県外本店も参加できる要件を設定する場合は、県内企業の入札参加機会を確保しその健全育成を図る観点から、県内本店に設ける要件を緩和することができる。

(4) 有資格技術者数

- ① 競争入札参加資格申請時の営業種目の有資格技術者数（以下「技術者数」という。）を参加資格要件として設定できる。
- ② 技術者数を要件とする営業種目及び技術者の資格は、次のとおりとする。
 - ア 営業種目が設備設計・建築設計の場合 一級建築士。
 - イ 営業種目が測量の場合 測量士。
 - ウ コンサルに該当する24営業種目のうち上記3営業種目及び地質調査を除いた営業種目の場合 技術士（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）別表の「技術上の管理をつかさどる者の要件」に該当する者）
 - エ その他の営業種目にあつては、技術者数を要件としない。
- ③ 技術者数の下限、上限、又は下限及び上限を、要件として設定できる。
- ④ 受任者のいる支店、県外本店も参加できる要件を設定する場合は、県内企業の入札参加機会を確保しその健全育成を図る観点から、県内本店に設ける要件を緩和することができる。

(5) 同種業務履行実績

- ① 過去5年間に神奈川県、国・地方公共団体から同種の業務を受託した実績を要件として設定できる。
- ② 同種業務履行実績は、テクリス（TECRIS：測量調査設計業務実績情報システム）に登録があるものを原則とするが、契約書の写し等で確認できたものも実績することができる。
- ③ 発注者の判断で特に必要があると認められる場合には、県内における履行実績に限定することができる。
- ④ 発注者の判断において特に必要と認められる場合には、公社等の公的団体や民間企業からの受託実績を参加資格とすることができる。この場合にあつては資格審査における客観性の確保に留意しなければならない。

(6) 配置予定管理（主任）技術者の同種業務履行実績

- ① 過去5年間に県・国・地方公共団体から受託した同種業務の管理技術者を経験した者を管理技術者として配置することを要件として設定できる。
- ② 同種業務の管理技術者を経験した者であるかについては、テクリスに登録されているものを原則とするが、他の方法で事実確認ができれば、これを認めることができる。
- ③ 発注者の判断において特に必要と認められる場合には、公社等の公的団体や民間企業から受託した業務における経験を含めることができる。

(7) その他

- 適正な履行を確保するうえで必要な事項を要件として設定できる。

(入札参加可能者数)

第4条 入札参加可能者数は設計金額に応じて、次表の区分によるものとする。

区 分	参加可能者数
250万円超1千万円未満	原則15者程度
1千万円以上5千万円未満	原則20者程度
5千万円以上	原則30者程度

ただし、委託する業務内容の特殊性、地域状況等から、発注者の判断において特に必要と認められる場合には、当該委託の実情に応じた取り扱いを行うことができる。

(その他)

第5条 審査会の構成、運営及びその他設定要件にあたっての各局部の固有の事項等については、各局部等において別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の発注する建設工事に係る共同企業体の適正な活用並びに認定手続の迅速化及び効率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同企業体 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号。以下「規則」という。）第11条の規定により、県が発注する工事について2以上の者が共同して工事を請負うものをいう。

ア 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模及び性格等に照らし、共同企業体による施工が必要であると認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

イ 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化し、構成員単独では受注し得ない上位等級工事に参入する目的で結成される共同企業体をいう。

(2) 発注局部長 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）に定める局、神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）に定める会計局、神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）に定める企業局財務部、神奈川県教育委員会教育局組織規則（昭和28年教育委員会規則第4号）に定める教育局及び神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年公安委員会規則第2号）に定める総務部の長をいう。

(要件)

第3条 共同企業体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

ア 構成員数は、2又は3社とし発注部局長が定めるものとする。ただし、特に多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要があるものについては、5社までとすることができる。

イ 運営形態は、各構成員が共同の責任で一体となって施工するものであること。

ウ 構成員の技術的要件、出資割合、代表者の決定等については、別に定める神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準の条件を満たしていること。

(2) 経常建設共同企業体

ア 構成員数は、3社以内であること。

イ 運営形態その他については、別に定める要領の要件を満たしていること。

(資格認定)

第4条 共同企業体の競争入札参加資格の認定手続については、知事が行うものとする。ただし、特定建設工事共同企業体にあつては、その構成員のすべてが競争入札の参加資格を認められているため、競争入札参加資格の認定を受けているものとみなす。

(資格審査)

第5条 発注局部長は、特定建設工事共同企業体の結成の届出を受け、資格の審査を行う。

(等級格付)

第6条 第4条による資格認定の際、規則第4条に規定する格付は次によるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

- ア 構成員の等級格付が異なる場合 上位構成員の格付
- イ 構成員の等級格付が同一の場合 当該構成員の格付

(2) 経常建設共同企業体

「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）」の事項について審査を行ったうえ格付を行うものとし、各項目の取扱いは次によるものとする。

- ア 経営規模に関する事項については、各構成員の合計値とする。
- イ 経営状況に関する事項については、各構成員の平均値とする。
- ウ 技術力に関する事項については、各構成員の合計値とする。
- エ その他の審査項目（社会性等）については、各構成員の平均値とする。

(有効期間)

第7条 共同企業体の競争入札参加資格の有効期間は、次によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体にあつては、当該特定建設工事共同企業体の結成が確認された時から当該工事の契約が締結されるまでの間とする。
- (2) 経常建設共同企業体にあつては、規則第5条に規定する期間とする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準

(趣旨)

- 1 この取扱基準は、建設業の健全な発展と建設工事の効率的執行を図るため、神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体取扱要綱」という。）に基づき、特定建設工事共同企業体を活用するときの取扱いについて必要な事項を定める。

(対象工事)

- 2 特定建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、大規模土木構造物、大規模建築、大規模設備等の建設工事であって、発注局部長が共同施工の活用が必要であると認めたものとする。

(対象工事の規模等)

- 3 対象工事の規模等は、別表のとおりとする。

ただし、別表の対象工事費を大幅に上まわり、工種が多数にわたる等により技術力を結集する必要があると認める工事については、発注局部長が構成員数等をその都度定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体の内容)

- 4 特定建設工事共同企業体の内容は、共同企業体取扱要綱第3条に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の各事項の要件を満たすものとする。

ア 組合せは、発注工事に対応する工事種別の有資格業者（競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号。以下「規則」という。）第3条に基づき、入札参加資格があると認定された者をいう。ただし、経常建設共同企業体は除く。以下同じ。）とする。

イ 規則第4条に規定する等級区分が設けられている工事種別の発注においては、組合せは最上位の等級に認定されている有資格業者とする。

(2) 構成員の技術的要件

ア 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験がある者とする。

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）上の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が5年以上ある者とする。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると発注局部長が認めるときには、許可を有しての営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱うことができる。

ウ 発注工事の条件に対応する技術者を工事現場に専任で配置することができる者とする。

(3) 出資比率

構成員の出資比率は、別表のとおりとする。

(4) 代表者の要件

特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、同一等級の者の間では、より大きな施工能力を有する者であるものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

（資格要件の設定）

- 5 資格要件の設定にあたっては、神奈川県公共工事に係る条件付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）によるもののほか、工事の円滑な共同施工を確保するため、前項第2号の各事項に配慮しなければならない。

（特定建設工事共同企業体の結成方法）

- 6 結成方法については、自主結成方式とする。

2 当該工事において同一業者が、2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

（特定建設工事共同企業体の資格審査）

- 7 代表者は、特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期日までに、「特定建設工事共同企業体協定書」（別記様式）及び実施要領に定める資格審査に必要な書類を発注局部長に提出しなければならない。

2 発注局部長は、共同企業体取扱要綱第5条による審査を行う。

（特定建設工事共同企業体の有効期間）

- 8 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果落札した特定建設工事共同企業体を除き、当該工事にかかる工事請負契約が締結されたときをもって終了する。

（工事請負契約の締結）

- 9 契約の相手方として決定した特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書を工事請負契約書に添付しなければならない。

2 特定建設工事共同企業体との工事請負契約の締結をするに当たっては、工事請負契約書に運用で定める規定を特記するものとする。

（その他）

- 10 この基準に定めのない事項については、発注局部長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 特定建設工事共同企業体取扱い基準、都市部特定建設工事共同企業体取扱い基準、農政部特定建設工事共同企業体取扱い基準及び企業庁特定建設工事共同企業体取扱い基準は廃止する。

附 則

この基準は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表

対象工事	工事の種類	工事費の規模	構成員数	出資比率			備考
				代表者	構成員 ①	構成員 ②	
大規模 土木 構造物	土木工事	おおむね 10億円以上	3社	50% 以内	30% 以上	20% 以上	
		〃 5億円以上	2社	70% 以内	30% 以上		
大規模 建築	建築工事	おおむね 20億円以上	3社	50% 以内	30% 以上	20% 以上	
		〃 7億円以上	2社	55% 以内	45% 以上		
大規模 設備	設備工事	おおむね 5億円以上	3社	50% 以内	30% 以上	20% 以上	
		〃 3億円以上	2社	55% 以内	45% 以上		
大規模 水道施設	水道施設 工事	おおむね 6億円以上	3社	50% 以内	30% 以上	20% 以上	鋼管工 事は除 く
		〃 3億円以上	2社	55% 以内	45% 以上		

神奈川県工事等指名業者選定基準

平成7年4月1日施行
最終改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるものの他、神奈川県が発注する工事等(以下「工事等」という。)の指名競争入札及び随意契約における業者の選定について必要な事項を定め、もって厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(業者の選定と選定会議)

第2条 入札執行権者が業者の選定を行う場合は、あらかじめ工事等を発注する本庁各局部及び出先機関(以下「各局部等」という。)ごとに設置する工事等指名業者選定会議(以下「会議」という。)に諮るものとする。

(選定の基準)

第3条 会議において業者を選定するときは、契約の種類に応じて最も適格な業者を選定することとし、次の各号に留意するものとする。

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年神奈川県規則第106号、以下「規則」という。)第4条に基づく等級格付
- (2) 当該工事等に対する地理的条件
- (3) 当該工事等についての技術的適性及び施工能力
- (4) 指名停止の状況
- (5) 不誠実な行為の有無
- (6) 経営及び信用の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 手持ち工事の状況
- (9) 工事等の施工成績
- (10) 安全管理及び労働福祉の状況
- (11) 特定建設業許可の有無
- (12) 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者で、改善確認通知を受けていない者
- (13) その他関係法令等に対する違背の状況等

(選定業者数)

第4条 選定業者数は、発注金額に応じて次表の区分によるものとする。ただし、工事等の種類、特殊性等からこの区分により難しい場合は、当該工事の実情に応じた扱いを行うことができる。

(指名競争入札)

工事等請負設計金額	選定業者数
1 千万円未満	5 ～ 9
1 千万円以上 5 千万円未満	7 ～ 1 1
5 千万円以上 2 億円未満	9 ～ 1 3
2 億円以上 3 億円未満	1 0 ～ 1 4
3 億円以上	1 2 ～ 1 6

(随意契約)

区分	選定業者数
見積合わせによるもの	5 未満
技術競争によるもの	3 ～ 1 0

(適用除外)

第 5 条 災害の応急工事等で特に緊急を要する工事、「いのち貢献度指名競争入札」においてインセンティブ発注の対象となる工事、及び応札者が少数と見込まれる等特段の事情がある工事については、この基準を適用しないことができる。

(特定調達契約の特例)

第 6 条 地方公共団体の物品又は特定役務の調達に手続きの特例を定める政令の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に係る指名競争入札及び随意契約に参加する者については、第 3 条第 2 号の規定にかかわらず、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。また、特定調達契約に係る指名競争入札及び随意契約に関する「入札に参加する者の取扱い」、「落札の公示」等の必要な事項については、「神奈川県物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 8 年 1 月 1 日施行）に定めるところによる。

(その他)

第 7 条 会議の構成、運営及びその他業者選定に当たっての各局部の固有の事項等については、各局部等において、「工事等指名業者選定要領」として別途定めるものとする。

また、公募型指名競争入札の実施に当たっての固有の事項については、この基準に定めるほか、神奈川県公共工事に係る公募型指名競争入札実施要領（平成 11 年 8 月 1 日施行）によるものとする。

附 則

この基準は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成13年7月1日から施行する。

附 則

この基準は平成19年2月1日から施行する。

附 則

この基準は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和5年4月1日から施行する。

神奈川県工事等指名業者選定基準の運用基準

平成7年4月1日施行
最終改正 平成27年4月1日

第1条 (目的) 関係

この基準において「工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事又は競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第2条第1号に規定する契約並びに製造に係る請負をいう。

第2条 (選定の基準) 関係

- 1 「等級格付」として留意することは、規則の定めによるほか、次のとおりとする。
 - (1) 当該工事の種類が2種以上の工事の場合は、主たる工事の種類を有する者を選定する。
 - (2) 当該工事の設計額が規則別表2に定める等級の2以上にわたる場合は、工事の内容を勘案して選定する。
 - (3) 等級格付が設定されていない種類の工事では、当該工事の設計額に応じて、総合数値等を参考に選定する。
- 2 「地理的条件」の扱いは、原則として次の各号の順位によるものとする。
 - (1) 工事施工箇所を中心とする地域の県内業者又は工事の施工を担当する事務所が所管する区域の県内業者
 - (2) (1)に隣接する地域又は区域の県内業者
 - (3) 県内業者で、前各号に該当しない業者
 - (4) 県内に支店又は営業所を設けている県外業者
 - (5) その他の県外業者
- 3 「技術的適性及び施工能力」は、次の各号に該当するか否かを総合的に勘案するものとする。
 - (1) 当該工事と同種の工事について相当の施工実績
 - (2) 当該工事と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績
 - (3) 当該工事の施工に適合する有資格技術者の有無等
- 4 「指名停止の状況」とは、神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中をいい、当該期間中は指名しないものとする。
- 5 「不誠実な行為の有無」は、次の各号に該当する場合は指名しないものとする。
 - (1) 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続しており、請負者として不適当と認められる場合
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - (2) 神奈川県警察本部長等から、暴力団が介在し、公共工事の請負契約の相手方として適当でない

として通知を受けた場合

- (3) 「いのち貢献度指名競争入札」の指名を受けた際に、辞退届を提出せずに入札を辞退した者
- 6 「経営及び信用の状況」は、手形交換所による取引停止処分、会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請等の事実があり、客観的に経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名をしないものとする。
- 7 「指名の状況」については、特定の入札参加資格業者に偏ることなく、受注機会の均等が図られるよう十分配慮する。
- 8 「手持工事の状況」は、現在の工事の手持ち状況と当該年度の受注状況を総合的に勘案するものとし、指名が特定の入札参加資格業者に偏らないよう配慮するものとする。
- 9 「安全管理及び労働福祉の状況」は、次の各号により判定する。
- (1) 社会保険等加入者であること。
 - (2) 県発注工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これらの改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当と認められるときは、指名しないものとする。
 - (3) 賃金不払に関する労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められる場合は、指名しないものとする。
 - (4) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等と退職金共済契約を締結しているかどうかを十分勘案する。
 - (5) 労働災害の防止を目的とした建設業労働災害防止協会又は中央労働災害防止協会等に加入しているかどうか十分勘案する。
- 10 「特定建設業許可の有無」とは、建設業法第15条による特定建設業許可の有無をいい、当該工事の施工に当たり、その一部を建設業法施行令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工する可能性がある場合にあつては、この許可の有無を勘案するものとする。

第3条 （選定業者数）関係

選定業者数ただし書の「工事等の種類、特殊性等」とは、次のような工事をいう。

- (1) 高度又は特殊な技術を必要とする橋りょう、隧道、水門等の工事
- (2) 製作者、施工者が限定されている機械、電気等の設備工事
- (3) 工事施工箇所の特異性により選定業者数の確保が困難である工事
- (4) 業者数に比較して工事件数が特に少ない塗装等の工事
- (5) その他これらに類する工事

附 則

この運用基準は、平成7年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、有資格業者（競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年規則第106号）第7条に基づき入札参加資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表第1、別表第2又は別表第3の各号に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。なお、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

- 2 前項の規定に関わらず、別表第1及び第2については、既に当該事案について責を負わないことが明らかなき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等）は指名停止を行わない。
- 3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により新たに指名停止を行う場合の始期は、新たに指名停止を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。
- 4 同一事案において複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。
- 5 同一事案において既に指名停止を受けた（指名停止期間中を含む。）有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例等)

第3条 有資格業者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表第1各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別に定める神奈川県指名停止等措置要領の運用基準によることとし、別表第2各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表第2各号に定める期間の2倍とする。ただし、原因となる事実又は行為が当初の指名停止を通知した後のものに限ることとし、2倍となる期間は2年を超えることができない。

- 2 独占禁止法の課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を知事に申し出た場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。
- 3 知事は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。
- 5 知事は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名停止開始から2年を超えることができない。
- 6 知事は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。
 - (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止となった有資格業者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。

(3) 別表 3 の 1 号及び 4 号により指名停止を行った場合は、第 1 号においては 1 2 か月、第 4 号においては 3 か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 4 条 知事は、第 2 条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人又は再委託先事業者があるときは、当該下請負人及び再委託先事業者についても指名停止を行うものとする。

2 共同企業体に係る指名停止は、代表者及びその他構成員(代表者以外の構成員をいう。以下同じ。)に対して行うものとし、その他構成員の指名停止期間は代表者の 2 分の 1 とする。ただし、次に掲げるその他構成員については、指名停止を行わない。

(1) 共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であって、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるその他構成員

(2) 県発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該共同企業体に対する出資比率が 10%未満のその他構成員

(指名停止に伴う契約等の制限)

第 5 条 入札執行権者は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。指名競争入札において現に指名しているときは指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

2 契約締結権者は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。

3 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

4 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者に対する工事の下請及び業務委託の再委託を認めてはならない。ただし、指名停止措置要件が「経営不振」である場合には、民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から受けた後であれば、認めることができる。

5 前 4 項の規定は、指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員について入れ替えを認めることができる。

6 第 1 項及び第 2 項については入札公告等により入札前に周知しなければならない。

(指名停止の通知等)

第 6 条 知事は、次の各号の措置を行ったときは、次の各号の様式により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は通知しない。

(1) 第 1 号様式 第 2 条又は第 4 条の規定による指名停止

(2) 第 2 号様式 第 3 条第 5 項の規定による指名停止の期間の変更

(3) 第3号様式 第3条第6項の規定による指名停止の解除

2 知事は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録する。

(報告)

第7条 入札執行権者又は契約締結権者は、発注工事等において指名停止に該当すると思われる事項が発生したときは、事前に相談の上、県土整備局長（工事・コンサルに係るもの）又は会計局長（物品又は一般委託に係るもの）あて第4号様式により報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和63年4月1日施行）」及び「物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領（昭和63年8月1日施行）」は廃止する。ただし、原因となる事実又は行為が平成18年3月31日以前に発生したのものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第1第8号及び別表第2第6号の規定は、施行日以降に県職員によって行われた不適正経理処理から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 別表第3の規定は、施行日以降に有資格業者によって行われた行為等について適用するものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月10日から施行する。
- 2 原因となる事実又は行為が施行日前に発生したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 原因となる事実又は行為が施行日前に発生したのものについては、なお従前の例による。

別表第1 (工事又はコンサルに係るもの)

措置要件	区分		期間
(贈賄) 1 刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	神奈川県発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	24か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	12か月
	県内発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	県外発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に死亡者等の事故を生じたとき(※2)	神奈川県発注契約	死亡者を生じたとき(※1)	24か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき(※1)	12か月
	県内発注者契約	死亡者を生じたとき	12か月
	県外発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
(工事中の工事関係者事故) 5 不適切な安全管理により工事関係者に死亡者等の事故を生じたとき	神奈川県発注契約	死亡者を生じたとき	12か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6か月
	県内発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
	県外発注者契約	死亡者を生じたとき	3か月
(粗雑工事) 6 工事完了後に過失による粗雑工事が判明したとき	神奈川県発注契約	死亡者を生じたとき	24か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12か月
		上記以外の粗雑工事(評定点55点未満を含む)	12か月
	県内発注者契約	死者を生じたとき	12か月
	県外発注者契約	死者を生じたとき	6か月

(県発注契約に関する不正又は違反) 7 県発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	県に損害を与えたとき	24か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき	24か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む）	24か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき	12か月
	落札者の責に帰すべき事由により契約ができないとき	12か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む）	6か月
	その他契約に違反したとき（現場管理又は品質に関して二度以上の指摘にもかかわらず改善されなかったときを含む）	6か月
(県不適正経理への関与) 8 県職員による不適正な経理処理に関与したとき	県職員による不適正な経理処理に関与し、県に損害を与えたとき	12か月
	県職員による不適正な経理処理に関与したとき	3か月
(建設業法違反) 9 建設業法違反により監督処分が出されたとき	神奈川県発注契約	12か月
	県内発注者契約	6か月
	県外発注者契約	3か月
(法令違反) 10 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	県に対する行為	24か月
	県内行為	12か月
	県外行為	6か月
(代表者の起訴等) 11 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき (※3)		6か月
(経営不振) 12 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき		経営状態が安定したと認められる日まで

※1 「死亡者」とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。

※2 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び県工事にあつては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。

※3 「代表者」とは、肩書きに「代表」を付した者をいう。

別表第2（物品又は一般委託に係るもの）

措置要件	区 分		期 間
(贈賄) 1 刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	神奈川県発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	18か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	県内発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	4か月
	県外発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	4か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3か月
(景品表示法違反) 4 不当景品類及び不当表示防止法に違反したとき	県内行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	4か月
	県外行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	3か月
(県発注契約に関する不正又は違反) 5 県発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	県に重大な損害を与えたとき		6か月
	故意に物品の製造を粗雑にし、又は仕様書等に定められた品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき		6か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		6か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む）		6か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		6か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む）		3か月
	落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があったとき		3か月
	その他契約条件に違反したとき		3か月
(県不適正経理への関与) 6 県職員による不適正な経理処理に関与したとき	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与し、重大な影響を与えたとき		12か月
	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与したとき		3か月
(法令違反) 7 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき		3か月

<p>(代表者の起訴等)</p> <p>8 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき</p>	3か月
<p>(経営不振)</p> <p>9 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき</p>	経営状態が安定したと認められる日まで

別表第3 (工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの)

措置要件	期間
<p>(暴力団等)</p> <p>1 有資格業者である個人が神奈川県暴力団排除条例(以下、「条例」という。)第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。</p>	12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
<p>2 有資格業者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。</p>	6か月
<p>3 有資格業者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。</p>	6か月
<p>4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p>	3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
<p>5 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、県又は警察に通報しなかったと認められたとき。</p>	3か月

政府調達対象工事低入札価格調査取扱要領

平成 21 年 4 月 1 日 施行

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、神奈川県財務規則の運用について第 43 条関係第 2 項に定める低入札価格調査制度の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(調査基準価格を設ける契約)

第 2 条 調査基準価格を設ける契約は、「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年 12 月 28 日神奈川県規則第 134 号)」が適用される建設業法別表に掲げる建設工事又は製造の請負契約とする。

(調査基準価格の算定)

第 3 条 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た金額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合は予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 7.5 を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項で定める算定方法にかかわらず、特別なものについては、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で適宜のものとする。

3 第 1 項中「現場管理費相当額」とは、土木工事にあつては現場管理費の額、建築工事にあつては現場経費の額をいう。また、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「現場経費」の用語の定義については、原則としてそれぞれ下記の基準書等の例によるものであること。

- (1) 土木工事標準積算基準書
- (2) 公共建築工事積算基準

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第 4 条 事務の適正な執行を確保するため、財務規則運用第 41 条関係で定める予定価格調書(第 42 号様式)に、本基準に基づく具体的金額を「調査基準価格〇〇〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「調査基準価格の 100/110〇〇〇〇円」と記載するものとする。

2 財務規則第 42 条に定める入札調書(第 2 号様式)の適要欄についても、前項と同様に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、公告にあっては(1)及び(2)を、また入札説明書及び現場説明書にあっては(1)から(5)を記載するとともに、入札執行の際に重ねて説明し、入札参加業者への周知徹底を図らなければならない。

- (1) 本件入札では、神奈川県財務規則第43条の規定により低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定すること。
- (2) この制度は、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合に、地方自治法施行令第167の10第1項に基づき、その入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを調査審査し、落札者を決定する制度であること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了及び結果の通知方法。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも、落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者全員に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定するとともに、結果について通知する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査会議の設置)

第7条 低入札価格調査会議（以下「調査会議」という。）を政府調達対象工事低入札価格調査会議設置要領に基づき設置するものとする。

(調査の実施)

第8条 調査会議は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、具体的に判断するため、次の事項について、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 入札者が、当該工事の施工にあたって、その価格により履行できる理由として主張する労務、役務、資材等の供給に関する事項
- (2) 当該入札者の施工能力に関する事項
- (3) 当該入札者の経営状態、信用状況等に関する事項
- (4) その他必要な事項

(調査の結果の対応)

第9条 調査会議は、前条で定める調査の結果を審査し、次の決定を行うものとする。

- (1) 調査の結果適合した履行がされると認められる。
- (2) 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる。
- (3) (1)又は(2)と決した理由

(入札執行権者の対応)

第10条 入札執行権者は、前条の決定を受けたときは、遅滞なく次の措置を行うものとする。

(1) 調査の結果、適合した履行がされると認められた場合

調査会議において、最低価格入札者の入札価格により、契約内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を知らせるものとする。

(2) 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた場合

ア 調査会議において、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続きによる。

イ アによる決定がなされたときは、直ちに最低価格入札者に対しては、落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

ウ 次順位者の入札価格が予定価格の制限に達していないときは、落札者がいないことを入札者全員に通知し、当該競争入札を終了させるものとする。

(3) 第1号又は前号イ、ウの通知をしたときは、調査の結果及び落札の決定等があった旨を公表するものとする。

なお、公表の方法については、別に定める。

(監督体制等の強化)

第11条 調査基準価格を下回る入札が行われ、調査の結果、適合した履行がされると認められた請負契約工事(以下「調査対象工事」という。)について、品質の確保を図るため、監督体制等を次の通り強化するものとする。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒヤリング

当該工事の施工を担当する出先機関の長等(以下「事務所長等」という。)は、請負業者に対して、施工体制台帳等の提出を求め、その内容についてヒヤリングを行い、施工体制が適切であるか確認を行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒヤリング

事務所長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して、請負業者からその内容についてヒヤリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において材料検査、段階確認、施工状況の検査等を実施するにあたっては、立ち会うことを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳等及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴きとり、不適格な事項については即時是正措置を書面により指示するとともに是正措置の確認を行うものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携

事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から、必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 特記仕様書への明示等

監督等の強化措置を講ずることについて、特記仕様書に明示するものとする。

なお、(1)、(2)は、特記仕様書へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が(1)、(2)に違反して、施工体制台帳等を提出せず、又は、ヒヤリングに応じなかった場合には、神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）別表第1第7号に該当するものである。

(中間技術検査の実施)

第12条 調査対象工事について、品質確保のために、原則として施工中に1回以上、次の通り、中間技術検査を実施することとする。

- (1) 中間技術検査を行う時期及び回数は、施工中の各段階の適切な時期に、工事の内容等を勘案して、決定するものとする。
- (2) 検査は、施工体制、施工状況、出来形、品質等の工事全体について行うものとする。
- (3) 中間技術検査の検査員は、本庁検査担当課職員が行うものとする。
- (4) 中間技術検査を実施することについて、特記仕様書に明示するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県公共工事低入札価格調査取扱要領（平成10年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領は、平成21年6月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成25年11月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成28年7月1日に施行し、同日以降公告する工事等から適用する。
- 8 この要領は、平成29年4月1日に施行し、同日以降公告する工事等から適用する。
- 9 この要領は、令和元年5月13日に施行し、同日以降公告する工事等から適用する。
- 10 この要領は、令和元年10月1日に施行し、同日以降公告する工事等から適用する。
- 11 この要領は、令和4年4月1日に施行し、同日以降公告する工事等から適用する。

公共工事入札・契約制度のあらまし

令和5年4月改訂発行

編集・発行 神奈川県県土整備局

問合せ先 神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課
入札制度グループ

電話 045(210)6092